

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (3月5日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
平成22年度村長所信表明	7
同意第1号の上程、説明	15
議案第3号の上程、説明	15
議案第4号の上程、説明	17
議案第5号の上程、説明	18
議案第6号の上程、説明	19
議案第7号の上程、説明	20
議案第8号の上程、説明	20
議案第9号の上程、説明	23
議案第10号の上程、説明	24
議案第11号の上程、説明	25
議案第12号の上程、説明	27
議案第13号の上程、説明	28
散会の宣告	29

第 2 号 (3月8日)

開議、散会の日時	31
出席議員	31
欠席議員	31
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に参加した者の職・氏名	31
事務局出席者	31

議事日程	32
開議の宣告	33
一般質問	33
平良嗣男議員	33
具志堅朝秀議員	38
新城一智議員	39
大城佐一議員	44
東武久議員	48
金城勇議員	50
宮城武議員	53
散会の宣告	63

第 3 号 (3月9日)

開議、散会の日時	65
出席議員	65
欠席議員	65
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	65
事務局出席者	65
議事日程	66
開議の宣告	67
同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	67
議案第3号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	67
議案第4号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	75
議案第5号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	75
議案第6号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	76
議案第7号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	76
議案第8号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	77
議案第9号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	79
議案第10号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	79
議案第11号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	79
議案第12号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	80
議案第13号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	80
選挙第1号の選挙	81
諸般の報告	82
散会の宣告	82

第 4 号 (3月10日)

開議、散会の日時	83
----------	----

出席議員	83
欠席議員	83
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	83
事務局出席者	83
議事日程	84
開議の宣告	85
議案第3号～議案第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	85
休会について	88
散会の宣告	88

第 5 号（3月16日）

開議、閉会の日時	89
出席議員	89
欠席議員	89
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	89
事務局出席者	89
議事日程	90
開議の宣告	91
議案第8号～議案第13号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	91
陳情第1号及び陳情第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	95
意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	96
意見案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	98
意見案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	99
閉会の宣告	101
署名議員	101

平成22年第2回定例会会議録
(会期日程表)

開会 平成22年3月5日

会期12日間

閉会 平成22年3月16日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
3月5日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・平成22年度村長所信表明・議案提案説明 (選挙管理委員及び補充員の選挙について協議)
3月6日	土	休 会		
3月7日	日	休 会		
3月8日	月	本会議	午前10時	一般質問 (選挙管理委員及び補充員について報告)
3月9日	火	本会議	午前10時	同意第1号及び委員会質疑・委員会付託省略 (即決) 議案第3号～第13号質疑・予算審査特別委員会付託 (選挙管理委員及び補充員の選挙)
		委員会	午後1時30分	陳情第1号及び第4号～第6号総務常任委員会 (検討～採決)
3月10日	水	委員会	午前10時	議案第3号～第7号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午後1時30分	議案第3号～第7号予算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決
3月11日	木	委員会	午前10時	議案第8号～第13号予算審査特別委員会 (説明～検討)
3月12日	金	委員会	午前10時	村内視察調査
3月13日	土	休 会		
3月14日	日	休 会		
3月15日	月	委員会	午前10時	議案第8号～第13号予算審査特別委員会 (質疑～採決)
3月16日	火	本会議	午前10時	議案第8号～第13号予算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告 (陳情)、質疑、討論、表決、意見案等の処理 (閉会)

会期日数 12日間 本会議日数 5日間 委員会日数 5日間 休会日数 4日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
1	平成22年1月4日	「保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書」の採択を求める陳情	自治労沖縄県本部 執行委員長 比嘉勝太	総務常任委員会
4	平成22年1月20日	子どもと学校の安心・安全のために正規の学校職員の配置を保障することを求める要請（陳情）	沖縄県自治体一般労働組合委員長 長尾建治	総務常任委員会
5	平成22年2月19日	くらし支える行政サービスの拡充を求める陳情	国家公務員労働組合 沖縄県協議会議長 嘉数剛	総務常任委員会
6	平成22年2月24日	後期高齢者医療制度の即時廃止を求める陳情	沖縄県社会保障推進協 議会会長 新垣安男	総務常任委員会

平成22年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 平成22年3月5日

1. 開会、散会の日時

開 会 (平成22年3月5日 午前10時00分)

散 会 (平成22年3月5日 午後12時00分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	宮 城 武
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	具志堅 朝 秀
3 番議員	友 寄 景 光	8 番議員	平 良 英 勝
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	金 城 勇	10 番議員	宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	建設環境課長	新 里 政 雄
副 村 長	宮 城 重 徳	会 計 課 長	山 城 文 子
総 務 課 長	島 袋 幸 俊	教 育 長	平 良 宏
財 務 課 長	神 里 富 松	教 育 課 長	友 寄 景 善
住民福祉課長	宮 城 博 俊	農 業 委 員 会 事 務 局 長	新 城 寛
企画観光課長	島 袋 一 道	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	島 袋 幸 俊
産業振興課長	新 城 寛	監 査 事 務 局 長	宮 城 豊
シークワサー 振 興 室 長	山 城 均		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5		平成22年度村長所信表明	
6	同 第 1 意号	教育委員会委員の任命について	提案説明
7	議 第 3 案号	平成21年度大宜味村一般会計補正予算	提案説明
8	議 第 4 案号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	提案説明
9	議 第 5 案号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	提案説明
10	議 第 6 案号	平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	提案説明
11	議 第 7 案号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	提案説明
12	議 第 8 案号	平成22年度大宜味村一般会計予算	提案説明
13	議 第 9 案号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	提案説明
14	議 第 10 案号	平成22年度大宜味村老人保健特別会計予算	提案説明
15	議 第 11 案号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	提案説明
16	議 第 12 案号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	提案説明
17	議 第 13 案号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	提案説明

◎開会及び開議の宣告

○ 議長（宮城功光） おはようございます。ただいまから平成22年第2回大宜味村議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○ 議長（宮城功光） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番 金城 勇議員及び6番 宮城武議員を指名します。

◎会期の決定

○ 議長（宮城功光） 日程第2 会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月16日までの12日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から3月16日までの12日間に決定しました。

◎諸般の報告

○ 議長（宮城功光） 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。

本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、総務常任委員会に付託しましたから報告します。

次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。

次に会議等について報告いたします。

12月14日の沖縄県行財政改革プランに係る地域意見交換会から3月2日の人事協定までの会議出席報告書をお手元に配っておりますけれども、その中でも特に2月18日の村社会福祉協議会法人化20周年記念式典において、大宜味村の社会福祉に大きく貢献した皆さんの表彰がありましたことを御報告しておきたいと思えます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○ 議長（宮城功光） 日程第4 行政報告を行います。

村長から行政報告申し出がありました。これを許します。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) おはようございます。本日は、平成22年第2回大宜味村議会定例会を招集いたしましたところ、全議員御出席のもと開会できますことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

それでは行政報告を行います。

平成21年12月、シークワサー関連行事がございまして、シークワサーがクガニ色に熟し、フルーツシークワサーとしての旬を迎え、大宜味シークワサーをアピールする絶好の機会であることを踏まえ、各種行事、対策等を講じてきました。22日には、小橋川 弘氏の園地でのフルーツシークワサー旬入り宣言行事では、県農林水産部比嘉部長やJAおきなわ関係者、名護市長等、多くの参加者があり、マスコミを通じ県内へアピールしています。また沖縄観光コンベンションビューローの主催で、25日から27日までの間、福岡県福岡市博多区で開催されました「行っちゃおうっ♪沖縄 あったか、感動、沖縄」キャンペーンに参加し、フルーツ用シークワサーをアピールしてきました。村観光大使のアイモコの2人や村老人クラブ仲井間会長等も参加し、観光イベントでの宣伝、福岡県観光協会等へのアピール、福岡わしたショップでの販売等を行ってきました。交通安全祈願シークワサー作戦や福祉施設慰問でもシークワサーを活用してまいりました。なお、その他につきましては、資料として添付してございますので、御参照いただければ幸いです。

それでは平成22年1月に入りまして、4日には成人式が盛大に行われましたが、村の成人式が改善センターで開催されました。本村の今年の成人者は、全員が平成生まれの48人が大人へ仲間入りいたしました。式典・祝賀会には39人が出席し、背広や振り袖等を着飾り、村民や先輩、恩師から祝福を受けていました。一人一人に声をかけ、記念品を手渡すとどの顔もさわやかで自信に満ちあふれ、たくましく思いました。新成人者を代表して大城信康君が「大宜味村で育ったことを誇りに、感謝の気持ちを忘れず責任の持てる大人に」と力強くあいさつをしていました。祝賀会では、成人者みずから若者らしくバンド演奏や歌声等で盛り上げ、元気をアピールしていました。なお、16、17日の産業まつりでは「みんなで広げよう わったむん」をテーマに大宜味小学校で開催されました。天候にも恵まれた2日間は、村内外から多くの県民が会場に足を運び、大宜味村のシークワサーや大根等の農産物や加工品を買い求めていました。各店舗では早めに品物が売り切れ、再度搬入するといううれしい悲鳴を上げていました。また沖縄テレビの「シェフ道筆のまーさん堂」でおなじみの道筆 博氏による、シークワサーの豊かな風味を活用した料理の実演が行われ、会場の大宜味小学校多目的教室に入場できない人が出るほど賑わいを見せていました。なお、その他は資料として添付してございますので、御参照いただければと思います。

2月に入りまして、2月18日は、社会福祉協議会法人化20周年記念福祉大会がございました。その大会が20周年を迎え、その記念の第1回福祉大会が改善センターで多くの関係者が参加し開催されました。式典では、これまで社会福祉協議会の発展に功績のあった個人、団体等の大会長表彰、地域福祉の向上に貢献した事業所、団体への大会長感謝状の贈呈がありました。大会宣言が採択された後、俳優・タレントの津波信一氏が「地域の力」のテーマで講演がありました。会場の笑いを誘いながら自分の生い立ちを通し、地域の力で人が育ち、地域の活性化につながることを力説していました。なお、その他のことにつきましては、資料添付してございますので、お目通しいただければと思います。

なお、次のページは、平成21年度入札が行われましたその結果報告として添付してございますので、後ほど御参照いただければと思います。

以上で行政報告を終わります。

- 議長（宮城功光） これで行政報告を終わります。

◎平成22年度村長所信表明

- 議長（宮城功光） 日程第5 平成22年度村長所信表明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） それでは平成22年度の施政方針を申し上げます。

はじめに。

平成22年第2回大宜味村議会定例会の開会にあたり、議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日々のご精励に対し深く敬意を表します。平成22年度の村政運営の基本となります予算案など議案の審議に先立ち、私の所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

村政を取り巻く情勢。

国内では世界的な金融危機が实体经济にも深刻な影響を与え、デフレ局面の様相にあります。国を挙げての景気対策の効果が雇用の回復と家計所得の増加に現れるのは相当な期間を要するものと思われ、住民生活は厳しく、相変わらず先が見えない経済状況が続いています。雇用状況の改善と村民所得の増加のため、国・県の景気対策・雇用対策と連動しつつ、就業機会を高めるために、産業振興施策を充実させることが大きな課題となっております。

国と地方の関係については、新しい政権に代わり地方分権の動きが本格的になってまいりました。地方においても、行政運営において、自治体独自の主体的な取り組みが重要になってまいりました。今後とも、行政運営が簡素で効率的なものになるよう努めなければなりません。

また、少子高齢化や財政の緊縮の中で今までの公の分野は役場という分担では対応に限界があると思われれます。地域の持続的な発展に向けて、「新たな公」・「村民の協働」による地域づくりが求められております。

村政運営にあたって。

私は、本村の行政課題の解決に向けて全力を傾注してまいりました。これまでの行政運営にご理解とご協力をいただきましたことについて深く感謝申し上げます。

現在、埋立地「結の浜」においては、道路・上下水道のインフラ整備、浄化センター、住宅施設用地の区画整理等各種施設整備事業を行っているところであります。

また、本村の特産品であるシークワサーの加工施設の本格的な稼働・運営に向けて、指定管理者が効率的な経営ができるよう環境整備に努めているところであります。

北部振興事業導入で、村道安根塩屋線改築事業や村営団地の建設、農作物被害防止施設や大宜味型体験滞在・交流プログラム策定事業を行い、産業振興・雇用・定住対策を推進してまいりました。また、村全体のブロードバンド化と地域イントラネットの整備事業の導入は、高度情報通信ネットワークを確保し、過疎対策としての企業進出の推進や、情報格差を解消し、村民の生活基盤整備や農業振興、観光産業振興等や、また、新たな起業創出のために一定の方向づけをしてまいりました。

本村においても、厳しい行財政の状況と一昨年来の世界的な経済情勢の混乱の中にあって、過疎対策、経済、少子・高齢化、福祉、医療、介護、雇用、教育、環境等の行政運営において、多くの課題が山積

している状況であります。村民との協働による村づくりを実行するため行政情報を村民に積極的に公開し、情報の共有化に努め、公平・公正な村政運営を推進してまいります。

世界的な経済混乱の中にあっても、地域が元気で活性化するには農林水産業を核とした産業振興を推進することが重要であります。農商工連携による新商品の開発、消費拡大のために地産地消をベースにし、国際市場をも視野に入れた販路拡大等の事業展開、他の産業振興の牽引として観光産業の拡大を推進してまいります。

平成22年度も引き続き、シークワサーの振興対策と新設する村立診療所を中心とした予防保健・予防介護施設整備推進、緊急医療・高度医療の受療体制整備の促進をしてまいります。また、効率的な村土の利用のために「結の浜」を中心とした企業誘致等の推進や観光を中心とした地域産業振興のためにゴルフ場跡地と長寿と癒しの里の利用計画の見直し検討をしてまいります。

また、一昨年度の村制100周年関連事業として村史編纂業務を編纂室を設置して本格的に取り組んでまいります。

今後とも引き続き行財政改革を進め、健全な財政運営が裏付けされた持続可能な地域づくりに力を傾注していく所存であります。

特に、本村の若者が夢と希望を持ち、自分のふるさとづくりに精一杯頑張っていける環境を創りあげていくために、祖先から受け継ぎ大切に守り育ててきた「ユイマール」の精神を活かした村づくりを展開して、平成22年度も大宜味村第4次総合計画の基本理念である“健康長寿のいきいき輝く文化の村”の実現に向けて取り組んでまいります。

平成22年度予算案について。

平成22年度国において、個人所得の大幅な減少や企業収益の急激な悪化等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により定数削減や人事院勧告に伴い給与関係経費が大幅に減少してもなお、財源不足が過去最大の規模に拡大するものと見込まれます。

新政権において、「地域のことは、地域で決める」、地域主権の確立に向けた制度改革に取り組むとともに、地域に必要なサービスを確実に提供できるよう地方交付税の対前年度比1兆733億円増額等、地方財政の所要の財源を確保することで、住民生活の安心と安全を守るとともに地方経済を支え、地域の活力を回復させていく方針が出されました。

本村では、国の地方財政対策を見据えながら昨年度同様ゼロベース予算を基本に第4次総合計画の実現に向けた予算編成を行ってまいりました。

平成22年度一般会計予算案の特徴として、土木費の道路新設改良事業費及び公営住宅建設事業費の億単位の減額に伴い、国庫支出金、繰入金、村債が大幅に減少し、対前年度比マイナス27.7%となっております。

次に、平成22年度予算案の概要は、一般会計予算案は、総額約22億9千3百万円で前年度31億7千2百万円に比べ8億7千9百万円と大きく減少しているものの、子ども手当、診療所建設工事等、シークワサー振興費、観光費を創設及び増額計上しております。

特別会計予算案は、総額約9億2千7百万円となっており、その内訳については、国民健康保険特別会計予算案は総額約5億5千6百万円で対前年度比マイナス1.7%、老人保健特別会計予算案は総額約2千6百万円で後期高齢者医療制度への移行3年次により繰越金相当の対前年度比162.0%増、簡易水

道事業特別会計予算案は総額約2億7千7百万円で事業費の増額に伴い対前年度比3.0%増、公共下水道事業特別会計予算案は総額約2千4百万円で事業費の減額により対前年度比マイナス57.6%、後期高齢者医療特別会計予算案は総額約4千4百万円で後期高齢者医療広域連合納付金の増額により対前年度比5.8%増となっております。

平成22年度重点施策について。

昨年度に引き続き大宜味村第4次総合計画で掲げた“健康長寿のいきいき輝く文化の村”を基本理念に、豊かで住みよい村づくり・健康ユイマールの村づくり・心豊かな文化の薫り高い村づくり・安心・安全な村づくりの4つの基本目標に沿って平成22年度は次の施策を重点的に推進してまいります。

1、行財政運営の基本施策。

(1) 職員の資質の向上。

職員数の大幅な減少、業務分担の増加している中、より効果的な行政運営を行うためには、職員一人ひとりが全体の奉仕者であることを自覚すると同時に意欲を持って職務に取り組み、時代の変化に対応できる能力が必要であり、大宜味村人材育成基本方針に沿って、自治研修所等の研修機関を中心に研修を推進し、多様な行政需要に対応できる職員の育成を図ってまいります。

(2) 行政改革の推進。

厳しい財政状況の中、これまでも事業の選択、機構改革、電算一元化、職員減等の行政改革を行ない一定の成果をあげてきました。又、北部広域ネットワーク施設整備事業により、保育所、各学校、給食センターが庁内ランでつながり、それを活用した財務会計等での行政運営の簡素化、利便性、効率化が図られています。これまでの取り組みを検証のうえ、行革大綱・実施計画を新たに制定し、今後とも職員手当や手数料・使用料等の見直しを検討するなど引き続き行政改革を推進してまいります。

(3) 財政運営。

本村では、依然自主財源が脆弱で財政的に非常に厳しい状況にあり、歳出における一般財源の削減を最大限に図ってまいります。

歳入においては、自主財源の確保、中でも村税は最も重要なものであり公平な税業務に努め、新たな歳入財源創設を視野に入れ引き続き検討を重ね歳入拡大に努めてまいります。

限られた財源の中で住民の要望に応えるため、補助金等の歳入の伴わない歳出予算の計上は、すべての事務事業について緊急性、優先度、行政効果、経済効果などの検討を行ってまいります。

(4) 住民サービス。

電子行政システム化により各種証明の迅速な交付を行い、行政サービスの向上につなげているところです。また、昼休み時間の住民票、印鑑証明書及び戸籍謄抄本の発行事務を引き続き実施し、村民への利便性を図ってまいります。

2、豊かで住みよい村づくり。

(1) 農業の振興。

世界の食糧需給の中長期的なひっ迫見込や主食用米の消費減少傾向など農業を取り巻く状況は、高齢化や後継者不足等厳しい状況の他これまで以上の諸問題が続いています。

昨年6月に農地法の一部を改正する法律が公布されました。農業が見直されつつある中、新たな農地制度を基に、認定農業者や中核農家等、担い手農家の育成を図りながら、経営基盤の安定化をめざし努めてまいります。併せて平成20年度より行っている耕作放棄地対策事業及び遊休地の利用を推進し放棄

地及び遊休農地の解消に努めてまいります。

シークワサー産業におきましては、生産農家の努力により生産量も伸び安定生産及び安定供給が果たせる状況になり、生産体制も整いつつある状況になりましたが、長引く経済情勢の悪化等でシークワサー消費が伸び悩む状況のなか需要と供給のバランスが崩れ生産価格や生産出荷量の低迷に繋がって生産農家の経営状況を脅かしている厳しい状況であります。

今期におきましては、更なる消費拡大の取り組みを行わなければなりません。シークワサーの季節の特性を活かし、青果の酢の物用、加工用、フルーツの生果用の時季を見とおした季節展開を村民、生産農家一体となって消費拡大運動を推進してまいります。生産現場におきましては、青果用、加工用と用途別に管理がされていない状況であり、用途別の栽培方法の確立を急ぐとともに作業に係る負担軽減を図るため園地の低樹高化への更新を促し農家の安定経営化へ繋げてまいりたいと思います。

シークワサー栽培を脅かすカンキツグリーンング病につきましては、平成21年度から沖縄県の委託事業であります大宜味村カンキツグリーンング病侵入警戒調査事業の推進により、年度毎に地域を拡大し村内からカンキツグリーンング病の発生を抑制してまいります。

特産品加工施設の運営につきましては、指定管理者の積極的な自助努力を期待するとともに早期に安定した経営ができるよう効率的な運営の支援を促進し、農家の所得向上に繋げてまいります。

次に、北部振興事業で導入したパパイヤ栽培について、昨年度は思うような実績を上げることが出来なかった事を踏まえ、原因を探求しながら栽培技術の向上や出荷体制の整備を練り直し、安定価格が確保できるよう努力してまいります。

一方、有害鳥獣の被害が増加しており、その被害防止対策を検討課題として努力してまいります。

さらに、農山漁村地域としての魅力あるむらづくりから、地域の特産を活かした産業育成及び活性化を図りながら、自然環境を活かした豊かで住みよい農業地域の形成に努めてまいります。

(2) 林業の振興。

林業の振興については、育成複層林・育成単層林の保育を継続実施してまいります。さらに、椎茸栽培の台木であるクヌギの保育事業を継続し支援してまいります。また、大保ダム周辺の長寿と癒しの里事業について、基本計画の策定を考慮し、農業施策の側からも県・関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

(3) 畜産業の振興。

畜産業の振興については、自給飼料生産基盤に立脚した経営基盤安定畜産農家育成と地域農業の活性化に努めてまいります。

(4) 水産業の振興。

水産業の振興については、これまで行ってきた魚類等の養殖をはじめとする栽培漁業や観光産業と連携した取り組みで、「漁港及び周辺海域」を利用した、新たな振興を模索しながら漁家経営の安定向上に努めてまいります。

また、昨年同様、離島漁業再生支援事業交付金を継続し、新たに環境・生態系保存事業を活用した珊瑚の移植等の事業を推進してまいります。

(5) 商工業の振興。

商工業の振興については、商工会を支援し中小企業の経営安定、育成を図ってまいります。

次に、大宜味村農村活性化センターの運営管理は指定管理者への移行を視野に入れながら、施設の有

効活用と、活力ある村民参加型の活用ができないか検討してまいります。

また、引き続き、村産業まつり及び焼き物、木工、その他工芸等を支援し、産業の振興と地域社会の活性化を図り、これらの人材等を活かし観光産業等との連携を密にし、豊かで住みよい村づくりに努めてまいります。

(6) 観光の振興。

観光の振興については、平成21年9月に策定した「大宜味村観光振興基本計画」に基づいて、「健康・保養・環境保全型」をめざし、受入窓口の充実強化と関係事業者の育成を図るとともに癒しの里の整備を重点に観光拠点整備に取り組んでまいります。

なお、豊かな地域資源の活用、自然との調和を図り、ふれあい、安らぎのある観光地づくりをし、エコ・グリーン・森林・ブルー・ヘルシーツーリズムを網羅した観光振興を推進してまいります。

次に、エコツーリズム法に基づく国のエコツーリズム推進地域の認定を受け、全国的なエコツーリズム推進地域としてのブランド力を高めてまいります。

また、大保ダム湖岸のダム管理事務所に併設される「ダム学習館」を観光振興の拠点とするため条件整備を図ってまいります。

また、農業と連携したグリーンツーリズム、漁業と連携したブルーツーリズム等を取り入れた農家民泊の奨励を推進してまいります。

さらに、持続可能な観光環境づくりのため、多様な観光形態に対応できる観光環境整備の促進及びその受け入れ態勢の強化を図ってまいります。

3、健康ユイマールの村づくり。

(1) 健康福祉の村づくりの推進。

健康福祉の村づくりの推進については、高齢化社会が進む本村において、子ども、高齢者、障がい者村民誰もが安心して暮らしていける、健康で、互いに助け合い、支えあうユイマール社会の実現を目指します。

また、村民の福祉ニーズ、地域の福祉の課題を的確に把握し、具体的な福祉サービスに取り組んでまいります。

さらに、「結の浜」に新設される村立診療所周辺区域に老人や児童の世代間交流等の福祉活動や癒しと医療がワンストップで享受できる機能を持った総合福祉センターの整備を検討してまいります。

(2) 児童・母子福祉の充実。

児童・母子福祉の充実は、少子化の中にあっても、子どもがのびのびと育つよう、地域全体で児童を育てるための多様な保育サービスを実施してまいります。併せて、子どもを安心して生み育てることができるよう、乳幼児医療費助成、各種福祉資金制度の活用促進等を図り、働きながら子育てをしている皆さんの子育て支援、生活支援等の施策を推進してまいります。保育の安心と安全性の確保、子どもの個々の発達に応じた充実した保育の実現と働く親の子育て支援のために保育所の新設整備を推進してまいります。また、ひとり親家庭の生活支援、経済的支援を推進してまいります。

(3) 障がい者福祉の充実。

障がい者福祉の充実は、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して主体的に生活していくために、その基本的な生活を支える適切なサービスが必要であります。また、障がいのある人々が社会活動へ積極的に参加できるよう、支援サービスを行ってまいります。

(4) 高齢者福祉の充実。

高齢者福祉の充実については、高齢者をとりまく社会環境はますます複雑化、困難化を深めております。このような社会状況の中で、人間としての尊厳を持ち、健康で安心して在宅で生活ができるよう、支援事業等必要施策を講じてまいります。

(5) 保健医療施策の充実。

本村は全国でも長寿の村として知られておりますが、働き盛りの年齢層の健康、生活の実態から今後とも長寿村としていけるか厳しいものがあります。よって、健康推進協議会と連携を密にして「健康・長寿沖縄一を再び」を合い言葉に地域住民に密着した総合的な健康づくり対策を積極的に推進してまいります。

また、村民が安心して受診できる地域医療体制を確立するために、前年より引き続き、村立診療所を「結の浜」に建設してまいります。

(6) 国民健康保険の充実。

国民健康保険財政の健全化に向け、収納率及び加入率の向上を図るとともに、健全な保険制度活用のため、相談体制の充実を図り、村民の国民健康保険制度への理解と意識の高揚を図ってまいります。

医療制度改革等の影響を受けて、国民健康保険の財政状況は悪化し、一般会計繰入金が増額計上をしております。今後は、国の財政支援措置等の動向を見ながら、税率の見直しを含めた改善策を図ってまいります。

4、心豊かな文化の薫り高い村づくり。

(1) 学校教育の振興。

学校経営の充実と家庭・地域との連携による開かれた学校づくりを図り、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の確実な育成を積極的に推進してまいります。

地域全体で学校教育活動を支援し、先生方が一層教育活動に力を注ぐことができるよう、中学校支援本部事業を継続実施してまいります。

学習障害や発達障害などの特別な支援を要する児童生徒のため、村内全ての小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、特別支援教育の充実を図ってまいります。

教育相談員及び心の教室相談員を引き続き配置し、多様化する子どもたちの心の問題へのケアに、適切に対処するよう努めてまいります。

安全・安心な子どもの活動拠点や居場所を小学校に設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する、放課後子どもプラン推進事業を引き続き支援してまいります。

外国語教育・国際理解教育については、ALT（外国語指導助手）を配置し、引き続きその充実を図ってまいります。

子育て支援のため幼稚園における預かり保育を継続実施してまいります。

子ども達の健全な発育と健康管理のため、栄養バランスの取れた安心して食することができる給食作りに努めます。

懸案となっている中学校の移転問題や小学校の統廃合の課題等について、村民への説明及び合意形成を図りつつ本村学校の望ましい在り方を検討してまいります。

平成22年度に津波小学校が創立100周年を迎えることから、その記念事業を支援してまいります。

(2) 生涯学習の振興。

「わんぱく体験団」の自然体験や沖縄とは異なる自然・歴史・文化に触れさせ、心豊かでたくましい児童生徒を育成するため「体験の翼」交流事業を推進します。

成人教育については、各種講演会や講座の充実を図ると共に各字公民館が生涯学習の場としての機能が発揮されるよう支援してまいります。

人材育成のため、育英資金と人材育成基金の効果的な活用に努めます。

(3) 地域文化の振興。

地域文化振興のため、「おおぎみ展」・「しまんちゅ芸能の夕べ」を開催し、村民の文化活動を支援してまいります。

本村には、国指定の重要無形文化財「喜如嘉の芭蕉布」や「塩屋湾のウンガミ」、県指定の「役場旧庁舎」、村指定の「猪垣」等、私たちの祖先が長い歴史の中で築きあげてきた文化遺産が数多く存在しております。これらの文化遺産の積極的な継承・発展に努めてまいります。

(4) スポーツ・レクリエーションの充実。

日常生活の中で積極的に健康づくり、体力づくりの機運を高め「健康長寿のいきいき輝く文化の村」づくりに努めてまいります。

32回目を迎える塩屋湾一周トリムマラソン大会の充実発展や夜間照明施設、クラブハウス、学校体育施設の有効利用を促進し、村民の健康づくりを推進してまいります。

いよいよ本年8月に開催される全国高等学校総合体育大会のボート競技及び村内を通過する自転車競技ロードの大会成功に向けた取組の強化と、併せて本村を全国に発信する好機と捉え、関係機関・団体等と連携を緊密にし、地域活性化につながるよう取組んでまいります。

5、安心・安全な村づくり。

(1) 道路の整備。

道路整備として、「結の浜」の村道安根塩屋線は橋梁上部工を実施し本年度の完成を目指します。完成に伴い、「結の浜」に車の往来が始まり本格的な交通機関利用の成果が期待されます。また、生活環境の改善及び交通安全の確保のために進めてきました村道海染江洲原線の道路改良工事も完成に向けて実施してまいります。

(2) 港湾の整備。

塩屋港については、港湾指定廃止等の検討も踏まえて、本来の港湾整備や水産の利活用も視野において、整備に向けての要請をしてまいります。

(3) 水道の整備。

水道は、村民が健康で文化的な生活を営み、社会経済活動を支える重要な役割を果たしております。「結の浜」の整備計画や村営団地整備計画等に伴う新規需要と老朽給水管の更新を行い、水の安定供給を図るために、津波浄水場の監視設備工事や引き続き塩屋・屋古・田港・大保地区の送水管布設替工事を実施してまいります。また、維持管理になお一層の努力をしてまいります。

(4) 下水道の整備。

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図り、快適な住環境を創造する目的で進めてきました下水道施設の整備事業も今年度終了する予定で、10月頃には供用開始が出来るように進めてまいります。

(5) 快適な生活環境の推進。

村民の環境衛生意識の啓発とゴミの減量化・再利用、ゴミの分別収集の徹底や各種団体の資源ごみ回収を奨励し、一層のリサイクル化の推進とゴミの中間処理焼却施設、最終処分場の有効活用を図ってまいります。

また、ゴミ等の不法投棄防止のため、村内巡視を強化してまいります。

し尿処理については、従来どおり名護市の施設を利用してまいります。

(6) 消防・防災の推進。

平成21年度にこれまでの防災計画を修正し、大宜味村地域防災計画を作成しましたが、村民への計画の周知に努め、防災意識の向上の推進、村民への防災マップの配布等を行ってまいります。高潮等の情報を北部広域ネットワーク施設整備事業で設置した防災カメラの監視により情報を收拾し、防災に活かしてまいります。

消防・救急・救助体制については、国頭地区行政事務組合との連携強化に努め促進してまいります。

交通安全対策としては、常日頃から交通安全思想の普及及び啓発に努めるとともに、各期の交通安全運動の取り組みを推進してまいります。

(7) 地域新エネルギー導入事業。

平成20年度に策定した「大宜味村地域新エネルギービジョン」に基づいて、安定的なエネルギー供給、地球温暖化対策、わが国のエネルギー自給率の向上の課題の解決に取り組んでまいります。併せて「新エネルギー導入による本村産業の活性化」を推進してまいります。

(8) 住宅地の整備・確保。

住宅地の整備・確保については、過疎化対策の重要課題として位置づけ、流入・交流人口の増大を図るため積極的に推進してまいります。

本年度は、「結の浜」の住宅用地分譲を実施してまいります。

(9) 情報通信の整備。

大幅に立ち遅れていた本村の情報・通信体制の基盤整備は、北部広域ネットワーク施設整備事業により地域での情報格差が解消されました。施設の管理運営者との連携を密にし、村民へのインターネットの加入促進や活用についての研修会等を開催し、普及に努めてまいります。全国へ大宜味村を発信するため、村内3箇所に設置した防災カメラの映像を活用しホームページで公開してまいります。

既存防災無線が設置後20年を経過し、維持管理や今後全国的に予想されるデジタル化等に支障を来している事から後継施設として防災行政無線の整備を沖縄県と連携し引き続き進めてまいります。2011年に実施されるテレビの地デジ化に向け、村民への支援を総合通信事務所と連携して行ってまいります。施策課題について。

今後の施策課題としましては、迅速な防災対策のための防災行政無線の整備、また、村民の総合的な福祉対策のための村立保育所整備と総合福祉施設の整備があります。村民の意向にあった整備が実現できるよう、なお一層、課題解決に向けて取り組んでまいります。

以上、平成22年度の村政運営にあたり、施策の概要について申し上げます。

平成22年3月5日

大宜味村長 島袋義久

よろしくお願いたします。

○ 議長（宮城功光） これで平成22年度村長所信表明を終わります。

-
- 議長（宮城功光） 休憩します。

（午前10時51分）

-
- 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時00分）

◎同意第1号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第6 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 同意第1号 教育委員会委員の任命について

大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字田嘉里171番地の2

氏 名 池 原 弘 昭

昭和22年7月29日生

平成22年3月5日提出

大宜味村長 島袋義久

提案理由

委員の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、同意を求める。

なお、次のページに履歴書を添付してございますので、御参照いただければ幸いに存じます。よろしくお願いいたします。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第3号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第7 議案第3号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第3号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算（第7号）

平成21年度大宜味村の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,814万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億2,986万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、

「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成22年3月5日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) 議案第3号の概要を説明したいと思えます。

補正額5,814万6,000円の減額補正の内容を主な款で御説明したいと思えますので、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思えます。

歳入の主な概要でございますけれども、1款村税1,067万円の減額は、主に村民税187万円の減額。固定資産税880万円の減額でございます。

7款自動車取得税交付金150万3,000円の減額は、県交付見込額の減額です。

11款分担金及び負担金254万8,000円の減額は、主に保育料の249万円の減額です。

12款使用料及び手数料119万1,000円の減額は、主に特産品加工施設使用料の112万1,000円の減額です。

14款県支出金4,001万9,000円の減額は、主に農林水産費の造林事業費補助金644万4,000円、喜如嘉林道事業補助金2,855万8,000円のそれぞれの減額です。衛生費の新型インフルエンザワクチン予防接種事業補助金286万6,000円の減額となっております。

2ページをお開きいただきたいと思えます。

16款寄附金233万9,000円の増額は、村づくり応援寄附金90万9,000円、人材育成基金への寄附金142万9,000円でございます。

20款村債330万円の減額は、主に喜如嘉林道事業の減額に伴う310万円の減額となっております。

以上が歳入の主な概要でございます。

続きまして予算書の3ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出の主な概要を御説明いたします。2款総務費494万7,000円の増額は、主に一般管理費の共済費1,471万8,000円の増額で、他方、職員手当等169万円、負担金補助及び交付金149万8,000円のそれぞれ減額、または財産管理費の備品購入費の213万7,000円の減額でございます。

3款民生費3,588万2,000円の増額は、主に国民健康保険特別会計の繰出金3,823万1,000円の増額と、児童措置費の委託料の314万円の増額で、他方、社会福祉総務費の給料259万5,000円の減額、児童福祉総務費の職員手当253万3,000円の減額でございます。

4款衛生費790万5,000円の減額は、主に予防費の新型インフルエンザ接種助成金382万2,000円の減額でございます。

6款農林水産業費5,529万7,000円の減額は、主に林道事業費3,856万6,000円、造林費948万円、シークワサー振興費229万5,000円のそれぞれの減額でございます。

7款商工費389万2,000円の減額は、主に観光費における工事請負費198万2,000円の減額です。

続きまして4ページをお開きいただきたいと思えます。

10款教育費810万円の減額は、主に小学校管理費の職員手当196万5,000円、文化財保護費の工事請負

費145万8,000円のそれぞれの減額です。

12款公債費321万7,000円の減額は、公債費の利子321万7,000円の減額です。

14款予備費2,006万円の減額となっております。

以上が歳出の主な概要でございますが、次に5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページに繰越明許費を計上しておりますが、件数を計上いたしますと、総務費に1事業、民生費に1事業、衛生費に2事業、農林水産業費に1事業、商工費に1事業、土木費に3事業、教育費に1事業となっております。以上のほうはこの表を御参照いただきたいと思います。

次に6ページをお開きいただきたいと思います。

地方債の補正でございますが、限度額4億2,510万7,000円から4億2,180万7,000円としております。

なお、詳細については、委員会で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第4号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第8 議案第4号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第4号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

平成21年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ251万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,018万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月5日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第4号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算の内容を御説明したいと思います。

補正額251万1,000円の増額の内容を主な款で御説明したいと思いますので、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

4款国庫支出金2,216万7,000円の減額、主に財政調整交付金の減額となっております。

5款療養給付費交付金385万5,000円の増額、7款県支出金655万5,000円の減額、これは主に財政調整交付金の減額となっております。

9款共同事業交付金2,132万2,000円の減額、これは主に保険財政共同安定化事業交付金の減額による

ものでございます。

11款繰入金4,923万円の増額、一般会計繰入金及び積立金繰入金によるものでございます。

以上が歳入の主な概要でございますが、次に2ページをお開きいただきたいと思ひます。

歳出の主な概要を御説明したいと思ひます。

2款保険給付費642万8,000円の増額は、主に一般被保険者療養給付費、退職被保険者等の療養給付費、一般被保険者高額医療費の増額であります。

7款共同事業拠出金1,433万9,000円の減額は、主に保険財政共同安定化事業拠出金の減額によるものです。

3ページお開きいただきたいと思ひます。

11款諸支出金1,622万9,000円の増額でございます。これは主に償還金の増額によるものでございます。

12款予備費249万9,000円の減額をしております。

以上が歳出の主な内容でございますので、詳しくは委員会等で担当課長から御説明させたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第5号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第9 議案第5号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第5号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成21年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,402万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

平成22年3月5日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第5号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の概要を説明いたしたいと思ひます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思ひますが、補正額200万円の減額でございますけれども、

歳入が使用料及び手数料200万円の減額となっております。

それから2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要でございますが、簡易水道総務費219万2,000円の減額になっておりますが、これは事業等の減額によるものでございます。

以上で概要説明を終わります。

詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第6号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第10 議案第6号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第6号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）平成21年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,283万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,398万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成22年3月5日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第6号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算の内容を御説明したいと思います。

補正額2,283万8,000円の減額でございますが、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1款国庫支出金853万8,000円の減額となっておりますが、これは事業費の減額によるものです。

それから2款村債1,430万円の減額となっておりますが、事業費の減額によるものです。

それから2ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の概要でございますが、1款公共下水道事業費2,282万8,000円の減額となっております。これは

事業費の減額によるものでございます。

以上が歳出の概要でございますが、3ページをお開きいただきたいと思ひます。

3ページに繰越明許費を載せてござひます。

それから4ページに地方債補正を載せてござひます。後ほど御参照いただきたいと思ひます。

なお、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第7号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第11 議案第7号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第7号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）平成21年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ565万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,681万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年3月5日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第7号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の内容を御説明したいと思ひます。

補正額565万4,000円の減額は、1ページの予算書をお開きいただきたいと思ひますが、歳入の概要を説明したいと思ひます。

1 款後期高齢者医療保険料525万1,000円の減額となっております。

それから2ページの歳出のほうをお開きいただきたいと思ひます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付費562万円の減額となっております。

以上が歳出の概要でございますが、詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第8号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第12 議案第8号 平成22年度大宜味村一般会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(島袋義久村長 登壇)

○ 村長(島袋義久) 議案第8号 平成22年度大宜味村一般会計予算

平成22年度大宜味村の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億9,373万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成22年3月5日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○ 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) それでは皆さんのお手元のほうに読み上げ資料をお配りしております。それに基づいて説明していきたいと思っております。

それでは議案第8号 平成22年度大宜味村一般会計予算の概要を説明いたします。

予算総額は22億9,373万1,000円で、前年度予算額31億7,290万8,000円に対して、8億7,917万7,000円の減額で、対前年比マイナス27.7%となっております。

歳入について、主な款で説明したいと思っておりますので、予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

1 款村税ですが、1億7,082万9,000円で対前年度1,488万円の減額となっております。主なものとして、村民税の389万3,000円、固定資産税の1,137万5,000円の減額、軽自動車税の101万6,000円の増額となっております。

2 款地方譲与税は、2,703万1,000円で対前年度155万3,000円の減額となっております。自動車重量譲与税142万7,000円の減、地方道路譲与税753万3,000円の皆減、地方揮発油譲与税740万7,000円の皆増となっております。

7 款自動車取得税交付金は、588万4,000円で対前年度164万7,000円の減額となっております。

予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

8 款地方特例交付金は、538万9,000円で対前年度151万7,000円の増額となっております。

9 款地方交付税は、12億5,187万円で対前年度4,013万円の減額となっております。

11 款分担金及び負担金では1,243万5,000円で、対前年度508万5,000千円の減額となっております。主なものとして、保育料の減額となっております。

13 款国庫支出金は、9,404万3,000千円で対前年度5億7,695万1,000円の減額となっております。主なものとして、土木費国庫補助金の道路改築費、公営住宅建設費の減額となっております。

14 款県支出金は、1億1,563万4,000円で対前年度495万7,000円の減額となっております。主なものとして、農林水産業費補助金の林道事業補助金の減額、商工費県補助金の増額となっております。

予算書の3ページをお開きいただきたいと思います。

17 款繰入金は、9,088万円で対前年度7,091万1,000円の減額となっております。なお、繰入金の内訳を見ていきますと、財政調整基金より4,500万円、財産形成基金より4,000万円、園芸農業活性化事業基金より150万円、人材育成基金より240万円、結い基金より198万円となっております。

18 款繰越金は、4,000万円で前年度とほぼ同額となっております。

19 款諸収入は、1億3,175万円で対前年度2,227万円の減額となっております。主なものとして、水源基金助成金の減額、森と湖に親しむ旬間連絡会議助成金、長寿社会づくりソフト事業費交付金、移住・交流推進支援事業助成交付金の皆増となっております。

20 款村債は、2億7,100万円で対前年度1億4,140万円の減額となっております。主に土木債の減額、臨時財政対策債の増額となっております。

以上で歳入の説明を終わります。

続きまして歳出の説明をしたいと思いますので、予算書の4ページをお開きいただきたいと思います。

2 款総務費は、3億9,528万2,000円で対前年度1,550万7,000円の減額となっております。主なものとして、振興開発費の環境監視調査業務、改善センター管理費の工事費等の減額、企画費、税務総務費、選挙費において増額となっております。

3 款民生費は、5億971万5,000円で対前年度5,889万円の増額となっております。主なものとして、国民健康保険費の繰出金、児童措置費の扶助費の増額、老人福祉費の負担金、補助及び交付金の減額となっております。

4 款衛生費は、3億8,331万7,000円で対前年度1,838万2,000円の増額となっております。主なものとして、新たに建設される診療所建設関係経費の増額となっております。

6 款農林水産業費は、1億3,242万4,000円で対前年度3,256万6,000円の減額となっております。主なものとして、林道事業費、造林費の減額、シークワサー振興費の委託費等の増額となっております。次に予算書の5ページをお開きいただきたいと思います。

7 款商工費は、1,499万9,000円で対前年度389万9,000円の増額となっております。主なものとして、観光費の地域イベント事業、観光商工PR事業補助金の増額となっております。

8 款土木費は、8,070万円で対前年度8億7,889万5,000円の減額となっております。主なものとして、道路新設改良費、住宅建設費の大幅な減額となっております。

9 款消防費は、1億2,172万8,000円で対前年度406万8,000円の増額となっておりますが、これは、共済費、退職者特別負担金、消防吏員駐在所設計委託費の増額による負担金、補助及び交付金の増額であります。

10款教育費は、2億5,492万3,000円で対前年633万円の減額となっております。主なものとして、小学校費の学校管理費、学校給食費の減額、社会教育総務費、平成22年度全国高等学校総合体育大会実行委員会費の増額となっております。

予算書の6ページをお開きいただきたいと思います。

12款公債費は、2億7,877万2,000円で対前年度3,370万2,000円の減額となっております。

13款諸支出金は、3,703万9,000円で対前年度50万3,000円の減額となっております。主なものとして、財産形成基金積立金及び水源基金積立金の減額となっております。

14款予備費は、2,654万9,000円で対前年比323万8,000円の増額となっております。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わりますけれども、なお、7ページに、第2表地方債を記載しておりますので御参照いただきたいと思います。それから8ページから163ページにわたり、事項別明細書となっておりますので御参照ください。さらに164ページ、地方債の現在高調書を、そして165ページには、給与明細書を載せておりますので御参照いただきたいと思います。

詳細については、委員会で担当課長等から説明させたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第9号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第13 議案第9号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第9号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計予算
平成22年度大宜味村の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億5,692万8,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成22年3月5日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第9号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計予算の概要について御説明いたします。

歳入歳出総額は、5億5,692万8,000円で対前年度976万1,000円の減額で、対前年度比1.7%の減額となっております。

歳入について款の主な事項で説明したいと思いますので、予算書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

1 款国民健康保険税は、7,582万9,000円で対前年度506万7,000円の減額となっております。減額の主なものとして、一般被保険者国民健康保険税の減でございます。

4 款国庫支出金は、2億21万9,000円で対前年度1,250万3,000円の減額となっております。減額の主なものとして、財政調整交付金の減となっております。

5 款療養給付費交付金は、750万8,000円で対前年度307万円の増額となっております。

6 款前期高齢者交付金は、5,420万5,000円で対前年度1,191万8,000円の減額となっております。

7 款県支出金は、3,027万6,000円で対前年度540万8,000円の減額となっております。

9 款共同事業交付金は、1億184万円で対前年度1,118万円の減額となっております。減額の主なものとして、保険財政共同安定化事業交付金の減となっております。

次に予算書の2ページをお開きいただきたいと思ひます。

11 款繰入金は、8,684万1,000円で対前年度4,294万円の増額となっております。増額の主なものとして、一般会計繰入金の増となっております。

続きまして歳出の説明をしたいと思ひますので、予算書の3ページをお開きいただきたいと思ひます。

1 款総務費は、364万8,000円で対前年度174万5,000円の減額となっております。減額の主なものとして、一般管理費の減でございます。

2 款保険給付費は、3億3,765万1,000円で対前年度563万5,000円の増額となっております。増額の主なものとして、退職被保険者等療養給付費の増加となっております。

3 款後期高齢者支援金は、5,755万1,000円で対前年度513万7,000円の減額となっております。

5 款老人保健拠出金は、120万7,000円で対前年度630万円の減額となっております。

6 款介護納付金は、3,768万3,000円で対前年度472万7,000円の減額となっております。

7 款共同事業拠出金は、1億945万4,000円で対前年度343万2,000円の減額となっております。

予算書の4ページをお開きいただきたいと思ひます。

8 款保健事業費は、729万8,000円を計上しております。

なお、詳細については、委員会等で担当課長から説明させたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第10号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第14 議案第10号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第10号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計予算
平成22年度大宜味村の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,624万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成22年3月5日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

- 議長（宮城功光） 副村長。
（宮城重徳副村長 登壇）

- 副村長（宮城重徳） 議案第10号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計予算の概要について御説明いたします。

予算総額は、2,624万6,000円で対前年度1,623万円の増額で、対前年度比162%の増となった予算であります。

歳入について、款の主な事項で御説明したいと思いますので、予算書の1ページをお開きいただきたいと思っております。

5款繰越金ですが、2,623万1,000円の計上となっております

続きまして歳出の説明をしたいと思いますので、予算書の2ページをお開きいただきたいと思っております。

5款予備費として、2,623万7,000円を計上しております。

なお、詳細については、委員会等で担当課長から説明させたいと思っておりますので、よろしく願いします。

- 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第11号の上程、説明

- 議長（宮城功光） 日程第15 議案第11号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） 議案第11号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算
平成22年度大宜味村の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,766万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億2,900万円

と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成22年3月5日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長(宮城功光) 副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) 議案第11号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の概要について御説明いたします。

予算総額は、2億7,766万5,000円で…。

○ 議長(宮城功光) 休憩します。

(午前11時49分)

○ 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時50分)

○ 議長(宮城功光) 続けます。説明を求めます。副村長。

(宮城重徳副村長 登壇)

○ 副村長(宮城重徳) それでは議案第11号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の概要について御説明したいと思います。

予算総額は、2億7,766万5,000円で対前年度798万4,000円の増額で、対前年度比3%の増となった予算であります。

歳入について、款の主な事項で御説明したいと思いますので、予算書の1ページをお開きいただきたいと思ひます。

2款国庫支出金は、8,600万円で対前年度1,400万円の増額となっております、これは水道施設補助金でございます。

4款繰入金は、一般会計よりの繰入金8,260万1,000円の、対前年度400万4,000円の増額となっております。

5款繰越金は、50万円で対前年度と同額でございます。

7款村債は、4,300万円で対前年度700万円の増額でございます。

続きまして歳出の説明をしたいと思いますので、予算書の2ページをお開きいただきたいと思ひます。

1款簡易水道総務費は、6,534万円で対前年度1,398万4,000円の減額となっております。減額の主なものとして、水源基金事業による工事費の減となっております。

2款簡易水道事業費は、1億2,901万円で対前年度2,100万円の増額となっております、これは水道

施設整備事業費でございます。

3款公債費は、8,281万5,000円で対前年度96万7,000円の増額でございます。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。なお、3ページに第2表としまして、地方債を掲載しておりますので、御参照ください。

詳細については、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第12号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第16 議案第12号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第12号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算 平成22年度大宜味村の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,404万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,400万円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成22年3月5日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第12号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算の概要について御説明いたします。

予算総額は、2,404万7,000円で対前年度3,261万8,000円の減額で、対前年度比57.4%減の予算となっております。

歳入について、款の主な事項で説明したいと思いますので、予算書の1ページをお開きいただきたい

と思います。

2 款国庫支出金は、900万円で対前年度1,200万円の減額で、公共下水道費補助金の減でございます。

3 款繰入金は、一般会計より繰入金169万4,000円で、対前年度1万9,000円の減額となっております。

5 款村債は、1,330万円で対前年度2,060万円の減額で、公共下水道事業債の減でございます。

続きまして歳出の説明をいたしたいと思いますので、予算書の2ページをお開きいただきたいと思
います。

1 款公共下水道事業総務費は、1万1,000円となっております。

2 款公共下水道事業費は、2,230万6,000円で対前年度3,260万円の減額で、公共下水道事業費による
減でございます。

3 款公債費は、167万9,000円で対前年度3万2,000円の増額でございます。

以上で歳入歳出予算の概要の説明を終わります。なお、3ページに、第2表地方債を記載しておりま
すので御参照ください。

詳細につきましては、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしく願います。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第13号の上程、説明

○ 議長（宮城功光） 日程第17 議案第13号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議
題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第13号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算

平成22年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,433万5,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成22年3月5日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

（宮城重徳副村長 登壇）

○ 副村長（宮城重徳） 議案第13号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の概要につい
て御説明したいと思います。

予算総額は、4,433万5,000円で対前年度242万4,000円の増額で、対前年度比5.7%の増となった予算
であります。

歳入について、款の主な事項で説明したいと思いますので、予算書の1ページをお開きいただきた
いと思います。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、2,479万4,000円の計上となっております。主に特別徴収保険料に
よるものでございます。

4款繰入金は、1,936万2,000円を計上しておりまして、一般会計から繰り入れしており、保険基盤安定繰入金として計上しております。

続きまして歳出の説明をしたいと思いますので、予算書の2ページをお開きいただきたいと思います。

2款後期高齢者医療広域連合納付金として、4,392万円を計上しております。

なお、詳細については、委員会等で担当課長から説明させたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（宮城功光） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

(午後12時00分)

平成22年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 平成22年3月8日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成22年3月8日 午前10時00分)

散 会 (平成22年3月8日 午後2時57分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	宮 城 武
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	具志堅 朝 秀
3 番議員	友 寄 景 光	8 番議員	平 良 英 勝
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	金 城 勇	10 番議員	宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	建設環境課長	新 里 政 雄
副 村 長	宮 城 重 徳	会 計 課 長	山 城 文 子
総 務 課 長	島 袋 幸 俊	教 育 長	平 良 宏
財 務 課 長	神 里 富 松	教 育 課 長	友 寄 景 善
住民福祉課長	宮 城 博 俊	農 業 委 員 会 事 務 局 長	新 城 寛
企画観光課長	島 袋 一 道	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	島 袋 幸 俊
産業振興課長	新 城 寛	監 査 事 務 局 長	宮 城 豊
シークワサー 振 興 室 長	山 城 均	農 業 委 員 会 会 長 代 理	米 須 章

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に、一言お祝いを申し上げます。本村職員の平良長真君が、昨年のNAHAマラソンに引き続き、昨日3月7日の第18回おきなわマラソンにおいて、見事優勝の栄を受けまして、村民に大きな喜びを与えていただきました。平良長真君の今後の御活躍を祈念し、ごあいさついたします。

（午前10時00分）

◎一般質問

- 議長（宮城功光） 日程第1 一般質問を行います。
-

◇ 平 良 嗣 男 議員

- 議長（宮城功光） 通告順により、発言を許します。

防災情報について。平良嗣男議員。

- 9番（平良嗣男） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思います。

防災情報についてでございますが、南米チリで2月27日に発生しました巨大地震は、28日には日本全国に津波警報が発表され、全国民が津波に対する恐怖と対応、不安を抱えた日を過ごしました。今回の防災情報は、24時間テレビ等により報道され、その対応が村でもできたものと思います。

しかし、これまでに災害等のテレビ報道を見てみますと、台風、地震等に関する警報の報道の中に、各市町村の地域名が報道されておりますが、その中で北部全市町村の村名が発表されておりますが、大宜味村の村名が表示されませんが、村としても疑問に感じてはいないかというふうに思いますが、いかがなものかと思えます。テレビ局の問題かもしれませんが、テレビ報道による市町村、消防等による防災対策が住民への呼びかけになると思いますが、その対応について関係機関に要望を行う考えはないのかどうか、村長にお伺いをいたしたいと思えます。

- 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） それでは、ただいまの平良嗣男議員の防災情報についての御質問にお答えいたします。

災害時のテレビ等の報道は、住民にとって大切な情報源であることを十分認識をしております。今回の地震や津波についても、テレビ等の報道をもとに対策等をしたものと思います。地震の震度情報が、揺れを感じたにもかかわらずテレビで大宜味村の情報が表示されていないことは、十分存じている次第であります。役場敷地内にある震度計が正常に作動していないことが原因だと思われれます。その震度計がキャッチした震度が、气象台や県へ情報が発信され、そこからマスコミ等へ自動的に情報が提供されます。現在設置の県防災危機管理改善策のお願いをしているところであります。設置場所の選定等を含め、県と調整を図り、早目に対処していきたいと思っております。津波につきましても、これまでの国頭地方、何ミリの表示を各市町村別に表示することを、1月に气象台からその説明がありました。御報告申し上げます。以上です。

- 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番(平良嗣男) この震度計は、これは村が持つべきものであるか、修理も行うものかということなんですが、これは国、県、国がやるべきものなのか、県がやるべきものなのかということなんですが、そこら辺は故障、壊れているというようなことも今ちょっとありましたけれども、そこら辺の保守点検というのは、例えば県が行うべきであるのであれば、この委託先が定期的にこれは循環をして委託されているはずですから、修理をするのが当たり前だと思うんですが、そこら辺の体制がどうなっているのかということでもあります。そういうことで今、今回のことが起こったんじゃないかというふうに思うわけでありまして。そこら辺の対応がどうであったのか。そこら辺もまた後でお伺いしたいと思います。いずれにしても、今回みたいな災害、災害は忘れたころにやってくるとよく言われますが、今度の震度4というのは、報道によりますと99年ぶりだというようなことで、またはチリ津波は50年ぶりのチリ津波というようなことがありますので、日本と逆反対のチリから地球は丸いわけですが、反対のところからこういうような大地震、または津波が来るということは、これは予期もせぬ、お互い慣れない沖縄県の県民などは、まさかそういうのが来ることはないだろうというような、安易な気持ちが恐らくあると思うんですが、しかしながら、幸いにして大きな災害もなくて済ませているんですが、しかし、これはいつどのようにして沖縄に津波等が来るかもしれません。

そういうようなことで、そういうふうな機器に対してもちゃんとした整備をして、情報が、お互い地域の情報が伝わるようにやっていかないといけないというふうに思うわけでありまして。特に中南部にいる親族、家族等は、ここの大宜味地域はどうなっているのかというようなこともやっぱり心配であろうし、そういうことも考えますと、情報というのはちゃんとして、表示してやられると、その村の状況もわかるものだというふうに思いますので、そこら辺も修繕に関しては、修理はちゃんとしてもらいたいというふうに思います。

大変また新聞等を見ますと、このような経験不足な津波等の発表の中で、お互い地域には一心福祉会の一心療護園とか、いろんな3施設があるんですけども、またはひとり暮らしの皆さん方、そういう皆様方もいるんですが、各地域においてはひとり暮らしの皆さん方を公民館の上に上げて、対応も十分やったものだと思います。またこの一心福祉会においては、大変この何と申しましょうか、この一心福祉会の皆さん方、一心療護園の皆さん方というのは、1人で行動もできない皆さん方が多いわけでありまして、そこの中においても職員等が一致団結して、えすの里のほうに避難をさせたと。そういうふうなすばらしい連携のもとですね、この大きな災害には至らなかったために、無事避難もできて、今現在があるというようなことであります。

そういうことで、ひとつ今後とも災害に対しては、いろんな面でお互い、行政としては行うべきものがあるかと思っておりますので、その防災体制のあり方、そういうことも再度今後検討しながら、「備えあれば憂いなし」でありますので、そこら辺をちゃんとしていただきたいというふうに申し上げて、一般質問を終わりたいと思っておりますが、何かございましたら、村長からお願いしたいと思います。

○ 議長(宮城功光) 村長。

○ 村長(島袋義久) ただいま御指摘のその防災関係について、今新たな防災計画の準備をして、ほぼ完成する状況でございますが、今の地震計等については、もう県のほうに要望をさせていただきますし、またそういう状況が今後きちっと伝えられるような事前の検討と確認をする必要があると、重々に今感じているところがございますので、今回の経験を無駄にすることなく、十分生かしていきたいというふうに考えておりますので、御協力のほどまたよろしくお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） これで、防災情報についての質問を終わります。

次に、埋立地内（結の浜）の土地利用及び事業計画について。平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは埋立地内の結の浜の土地利用及び事業計画についてお願いしたいと思えます。

埋立事業は本村の重点プロジェクトであり、村の活性化を推進する事業として、ダム建設事業との関連事業として事業の推進が行われてきていますが、村としては、埋立事業の推進には多額の事業経費が必要なため、財政の負担軽減を図るために補助事業の導入、または有利な制度の活用により整備する計画がされていると思えますが、村の財政状況の厳しい中、当初の埋立事業の計画の見直しが必要かと思えますが、見直す予定があるのかお伺いをいたしたいと思えます。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の埋立地（結の浜）の土地利用計画及び事業計画についての御質問にお答えいたします。

現在、埋立地（結の浜）においては道路、簡易水道、下水道のインフラ関係事業が完了し、住宅施設用地における分譲宅地造成、村立診療所用地造成がなされております。平成22年度に診療所建設と住宅用地分譲を予定しております。

土地利用につきましては、現在当初の埋立申請どおりであります。事業計画については財政負担の軽減等の観点から、事業執行年度や事業規模の縮小や用地の移動、あるいは施設の併設・編入の検討、また事業主体の村か、民間かの区分の整理等の見直しをしていきたいと考えております。今後も沖縄北部活性化特別振興事業や水源基金及び国、県の補助事業導入をして、効率的な土地利用をまいります。

埋立地の利用計画につきましては始まったばかりであります。村民のニーズや経済情勢、あるいは財政計画によりまして、用途変更等の大きな見直しが必要なときは見直しを検討していきたいと考えております。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 見直しの件もございましたので、今後はですね、当初の申請時のころの状況とは全く今は異なっておりますので、そこら辺を今後は村民のいろんな要望等も踏まえながら、新たなものづくりをするのか、そこら辺のこの結の浜の生かし方について、今後検討する必要があるんじゃないかというふうに思うわけであり。埋立事業は、我が村の第3次の振興に大変寄与されるものだと私は思っております。人口の増加、または働く場の確保、財源の確保等に対する、寄与するものと考えているわけでありまして、この計画がうまく有意に利用できるような計画をしていただいて、これは村民のいろんな要望も含めながら、その見直し等も図っていただければというふうに思っているわけであり。ます。

先ほど村長から、現在の進行状況もございました。やるべきなものはすぐやっていくというのも、これは必要でございます。例えば今の診療所の件も大変老朽化しておりますし、早目にこの結の浜に移転をして、計画はされておりますので、そこに関連するいろんなものをつくって行って、安全な、安心で安全な結の浜で今後この土地がうまく利用できるように、またいろんな面でこの結の浜を活用していただきたいというふうに思っておりますし、先ほどの一般質問の中でもありました防災面においても、そ

の地域はいろいろと防災面においても生かせるものだと私は思っておりますので、今後いろんな消防とか、いろんな関連する機関と相談しながら、また村民とも相談しながら、この結の浜の生かし方を考えていただきたいというふうに思います。後で何か村長からありましたら御意見を聞いて、答弁を聞いて終わりたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま嗣男議員の御指摘のとおり、非常にこの結の浜の活用については村民の期待度が高い、そういうことを我々は認識をしながら、ですからよりいい、より有効な土地利用や施設を考えなければいけないというふうに思っております、ベースは埋申のときに出したものがそれにありますけれども、それが村民のためにどういう形で有効に活用していけるかというようなことをしっかりと検討して、見直すべきはきちっと見直していけるという体制を整えていきたいと思います。

○ 議長（宮城功光） これで、埋立地内（結の浜）の土地利用及び事業計画についての質問を終わります。

次に、大宜味村観光振興促進について。平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それでは大宜味村観光振興推進についてお願いしたいと思います。

平成18年度策定の大宜味村第4次総合計画に基づき、昨年度、大宜味村観光振興基本計画「健康長寿のいきいき輝く文化の村」を基本理念に、今村は大きく躍進している現状にあります、その中で特に観光の振興への取り組みにおいては、大宜味村の特殊性を生かした体験滞在交流型観光と環境と次世代に配慮した環境保全と継続可能な地域づくりをコンセプトに、地域と行政が一体となって取り組んでいるところと思いますが、しかしながら、計画を推進するに当たり、さまざまな課題や問題などがあるものが実情であります。

特に民間団体における財源は、各種団体の活動能力に限界が生じており、自主的、主体的、積極的に取り組めていけない状況にあります。また政権交代による国、県からの支援金廃止等、多大な障害も生じています。いわゆるボランティア活動には、限界があるということでもあります。村のキーパーソン、またリーダー的な役割を担う人材の育成、若者層の雇用機会の創出、定住のためにも、村行政のさらなる支援・助成が今必要であります、今後村観光振興計画の実効ある推進と、まるごとツーリズム協議会等の推進組織の強化等について、村長はどのように考えていますか。お伺いをいたしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの平良嗣男議員の大宜味村観光振興促進についての御質問にお答えいたします。

現在、地域が元気で活性化するには、農林水産業を核とした産業振興を推進し、その牽引として観光産業の拡大を図っております。平成21年9月に策定した大宜味村観光振興基本計画の基本目標は、健康、雇用、環境保全型観光として受け入れ窓口の充実強化と関係事業所の育成に取り組んでおります。また過疎対策として、若年層の雇用機会の創出と定住対策として、観光産業振興は重点施策として考えております。推進組織の強化は国、県の観光関係や地域活性化の支援事業を導入し取り組んでまいります。さらに大保ダム学習館の管理運営を通して拠点整理を行い、組織強化に向けてリーダー育成、ガイド育成、ツアープログラム等の充実と自主的、主体的取り組みへの支援をしたいと考えております。以上です。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 先ほど村長からリーダーやガイド等の育成ということがございました。そこら辺が一番大事であろうかというふうに思うわけでありまして。我が村の村是にもありますように、「人材を以て資源と為す」というふうな村是もございまして、そういう中においても、そういうものを行う中においてはどうしてもリーダーの育成、そしてガイド等の育成が必要かというふうに思っております。そうじゃなければですね、外部から来られる皆さん方に十分なるその地域のよさも説明ができないものだと思っておりますので、そのリーダー等の育成を行うにおいても、今後は行政の皆さん方のいろんなこの団体に対するお力添えが必要かというふうに思いますので、そのまるとツーリズムの協議会の皆さん方が今一生懸命行っておりますが、しかしながら、今途中で問題を提起し、彼らも独立の問題があって今頭を痛めているということがございます。これはどうしても、この団体だけではできないものがあると。そこら辺は行政の力が必要だというようなこともありますので、行政のリーダーシップでそのまるとツーリズムの協議会を生かしてもらいたいというふうに思います。

それで、今その団体等の名簿もこちらにあるんですが、今民泊等の受け入れ等が、話を聞きますと大分今あるというようなことを聞いております。そこで民泊等の対応がどうなっているのか、そこら辺ちょっとお伺いしていきたいと思っております。担当課長にその状況等をお願いしたいというふうに思います。

○ 議長（宮城功光） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（鳥袋一道） 民泊等については国頭村、東村、大宜味村のこのグループで組織された中で、今高校生の修学旅行等を受け入れしているところです。私の今の資料の中では、大体40件ぐらいの登録がされているんじゃないかということで、今後ですね、ますますそれもふえていくんだろうということでもあります。過去、それまで何回かしておりますが、その経験に基づいて、さっきありましたように地域のよさをどのようにPRしていくかということの、そういった勉強会とか、そこでのリーダー、あるいはガイドの養成もぜひ必要じゃないかということでもあります。そこで村としましては、この直接的な補助ということなんですけれども、県、あるいは国の補助事業と関連事業を見出しながら、それをやっております。平成22年に具体的に活性化センターの、地域活性化センターの事業をして、まるとツーリズム等の事業についての支援の予定で予算を計上しているわけなんですけれども、そういったことを含めまして、あらゆるところでの研修等、あるいはそういうリーダー養成等の講座とかそういったのを開いて、よりよい何ですか、こういう大宜味のPRができるようにやっていきたいと思っております。

特に宿泊施設も少ないその大宜味村では、民泊の活用というのが非常に大事なことでありますので、その辺についても積極的に取り組んでまいりたいと思っております。以上であります。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 今の課長のほうから40件と聞いたんですが、私が前に聞いた中では21件の農家が登録されているというようなことではあります、多いほどいいわけでありまして、その件数が多くなればなるほど、その地域での農家とのいろんなやりとりもあろうかと思っております。そういうことで、特に我が村はシークワサー等もございまして。そういう中において土をいじっていただいて、その農家と一緒に体験をしていくというようなことを大いにさせながら、このまるとツーリズムがうまくいけるように、ひとつ今後とも養成方をお願いしながら、またその皆さん方の研修等も十分にやっていたくようお願いをしながら、簡単ですが、これで一般質問を終わりたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 以上で、平良嗣男議員の質問を終わります。

◇ 具志堅 朝 秀 議員

○ 議長（宮城功光） 次に、江洲区内の村有地について。具志堅朝秀議員。

○ 7番（具志堅朝秀） 江洲区内の村有地についてお伺いしたいと思います。

江洲区内には約4万坪以上の村有地が点在しており、地形的にも利用可能な土地であると思っております。そこで次のことをお聞かせいただきたいと思っております。伺いたいと思っております。

1番目に、宅地として適した土地があると思っておりますが、分譲が可能かどうかです。考えているかどうかいろいろですね。

2点目に、陶芸に適した土が出る場所が存在しておりますが、採土場としての利用を考えているかどうかお伺いしたいと思います。

次3点目、江洲が念願しています墓地の件なんですけれども、村営墓地としてしかできないということをお伺いしていますので、これに関してですね。墓地用地として確保を考えているかどうか、この3点をお伺いしたいと思います。御答弁のほどよろしくお祈りいたします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの具志堅朝秀議員の江洲区内の村有地についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の宅地として適した土地があるが、その分譲が可能かどうかということについてでございます。当地区の現況が山林で、土地利用計画において利用区分は森林であると思われまゝ。土地有効利用の促進から、森林についてはその経済的機能や公益的機能を維持、増進させるべく、保全、育成に努めるとともに、一方では計画的な利用転換を図っていくものとするというふうにあります。現在、宅地分譲計画がありませんので、分譲は不可能かと思われまゝ。基本的には国土保全等の観点から、森林の公益的な機能の維持、増進を図らなければならないというふうを考えております。

次に2点目の陶芸に適した土が出る場所があります。そこを採土場としての利用を考えているかということについてでございますが、当地区においては村の中でも陶芸に適した土が多く出土する場所と認識はしております。現在、本村で陶芸を営んでいる皆さんを初め、土の確保には苦勞しているとお話も耳にしております。その観点と村の今後における癒しの里計画においても、陶芸村構想があります。さらに地元、窯元の皆さんにおいても、もととなる材料確保は当然必要になってくるものと思っております。これからすると、そのような観点から前向きに検討していきたいというふうを考えております。

次に3点目の墓地利用についてでございますが、村としては墓地整備基本計画の策定がなされておられませんので、現在墓地用地の新たな指定箇所は、村内には今のところありません。具志堅議員が御指摘の墓地用地の確保の件は、墓地用地基本計画の中で今後検討していきたいと考えております。なお、基本計画策定においては、大保ダム本体工事に関する覚書にある江洲地区の墓地用地の整備の要請もありますので、住民の意見等を踏まえて検討していきたいというふうと考えております。以上です。

○ 議長（宮城功光） 7番 具志堅朝秀議員。

○ 7番（具志堅朝秀） お答えいただきありがとうございます。

まず1番目の件に関しては、多分もっともだと思っておりますけれども、今の定住促進事業ですか。江洲区

ですか。あれはもう津波区になっておりますけれども、向こうは住んでいる方にお聞きしたら、単価が高く若いのは買えなかったという現状があります。あれ以前の話をお聞きしますと、何とか小学校の複式解消にも役立つということをお聞きしたんですけれども、現在4軒の方が子供いらっしゃいます。ほかはほとんど何というのかな、ちょっとした高齢化の世帯になっておりまして、やはりこれを踏まえて私が質問をした理由というのは、本当は安く提供できたらいいなという考えから、観点からでしたので、これはいずれ検討していただきたいなと思っております。

2番目の件に関しては、やっぱり県がつくっている採土場が多分大学院大学ですかね、の件で、多分終わったと聞いております。それでこっち、大宜味村に行きたいんですけれどもという陶芸の皆さんが多数いらっしゃいまして、やはり陶芸村とかいろんな構想があるんですしたら、ぜひともこれは何というのかな、検討を踏まえながらつくっていただきたいというのが私の考えであります。やはりただでくれるわけじゃなくて、採土場とお聞きした理由というのは、やっぱり人も使って土を掘るものですから、やっぱり皆さんに買っていただくということで、少しでも村にやっぱりお金が入るといいことじゃないかという観点でもあります。

それで3点目の墓地の件は、やっぱり覚書のほうに江洲区がやって、水基金事業ですかね、に入っていることですので、これはぜひ、平成23年度で水基金がたしか終わると思います。その前にぜひやっていただきたいという面で今回質問をさせていただきました。それもぜひ考えていただきたいということで、この2点目、3点目に関しては各課長から答弁をいただいて、私の質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 議長（宮城功光） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） それではですね、2点目の採土場の利用を考えているかについてです。先ほども村長が述べましたように、私たち産業振興課、そこのほうで今、癒しの里の計画における陶芸村構想を考えているところであります。そこにつきましても、やはり先ほど村長の答弁のとおり、材料の確保、そういうものに関して今後考えていきたいと。その中にも、やはり村内における江洲地区のほうのぜひ粘土層、そのものを利用していきたいと考えております。それにつきましては今後、いろいろな検討を重ねながらやっていきたいということでもあります。よろしくをお願いします。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新里政雄） 3点目のことについてお答えしたいと思います。

現在の進行状況というのは、一応平成23年度に基本計画策定をして、基本計画に基づき平成24年度から墓地の整備事業を進めていきたいと考えております。先ほどおっしゃいました水源基金の平成23年度ではなく平成24年度になっていますので、よろしくをお願いします。以上です。

○ 議長（宮城功光） これで、具志堅朝秀議員の質問を終わります。

◇ 新城 一 智 議員

○ 議長（宮城功光） 次に、村職員の採用試験について。新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、村職員の今年の採用試験について、一般質問をさせていただきます。

今年の採用試験には80名余りの方々が応募したと聞いていますけれども、そこで募集の範囲、出身も含めて年齢、学歴も高卒、大卒ありますけれども、どのようになっているのか。また今年は若干名ということですが、何名ぐらいの採用を予定しているのか。まず先にお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの新城一智議員の村職員の採用試験についての御質問にお答えをいたします。

募集の範囲につきましては、一般行政職の初級が昭和59年4月2日以降出生したもので、高等学校を卒業したもの、あるいは卒業見込みのもの。また一般行政職中級は昭和55年4月2日以降の出生したもので、短期大学卒業したものと、あるいはその見込み等のもの。一般行政職上級が昭和55年4月2日以降出生したもので、大学を卒業したもの、あるいはその見込みのものであります。いずれの出身者の条項は設けず、若干名の募集であります。優秀な人材を求め、ホームページに掲載したことを受け、初級6名、中級16名、上級53名、そして村以外からも含め、村内外からですね、81名が応募しております。そのうち78名が受験をいたしました。村内在住者6名、本籍地が本村であるものが5名、母親が村出身者である方が2名がその中に含まれております。本土からの応募も6名ありました。平成22年度の採用は3名ほど予定をしております。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 村長から説明ありましたが、村内出身の方が6名、81名の中の6名ということで、この方々が一次試験通過したのか、採用になるのかということにはわかりませんが、これはいつごろからこの一般にこう全土、ホームページに掲載してやるようになったのか。那覇市とか大きな市の場合は、やっぱり能力の高い職員、ある程度やっぱりそういうのが予想されるんですけども、我が村はやっぱり3,000名近く、また地域密着型の村がやっぱりふさわしい村のあり方じゃないかなと考えると、やっぱり地域で頑張っている人たちを優先的にこう採用できるような何といいますか、仕組みづくりがやっぱり必要じゃないかと思えます。人材は何といいますか、やっぱりすごくいい人材、外からとるといっても考え方の一つとしてあってもいいと思うんですけども、やっぱり地域に根ざした活動をされている方々のほうが将来的にも村のためになる、寄与するんじゃないかなと考えますけれども、そのまづ1点目に、いつごろからそういうホームページに掲載して募集をしているのか。村の職員の採用の何といいますか、思い、村長の思いというか。私は地域でやっぱり活躍されている方が、村役場でも活躍されるほうが望ましいと思うんですけども、その辺について考え方をお聞かせ願いたいと思えます。

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

（午前10時40分）

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時41分）

○ 議長（宮城功光） 答弁を求めます。総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） 今の質問にお答えしたいと思います。

まずホームページに掲載して、今年でもう3年目です。住所要件を取っ払ったというのは、以前はやはり村内という在住者、あるいは本籍を有する者ということで公募していたんですが、県あたりの指導で公務員は全国から公募すべきだということもありまして、もう時期的にはっきりしたことは言えないんですが、もうかなりそれは経過しております。ただ今までホームページ等で掲載していなかったもの

ですから、本土あるいは村外からの応募が少なかったことは確かです。3年前あたりからですね、ホームページに掲載したということもありまして、村内外あるいは本土からの応募がふえてきたものだと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） 採用試験と申しますか、その考え方ということで、基本的には試験制度ですから公平、公正に公募しなければならない部分が当然でありまして、それはよりよい人材を確保して、大宜味村の発展、前進につなげていける、そういった人材というようなことでありますが、私としても村内の関係者という方々が多く募集して頑張ってもらいたい、そういうことで合格することに非常に期待をしながらの取り組みでもございます。ですから今言いましたように、これからそういったより有能な人材を採用して村発展につなげていけると。

それはさっき議員御指摘のように、地域に住んでいて地域をよく知っている、そういうその人材をしっかりと活用したほうがいいのではないかなという御指摘もございまして、そういうことはまた声としても指摘があります。それで今回は81名の中の78名が受験して、他府県からもたくさんいたわけですが、今後はやっぱり今御指摘のようなことを考えながら、周囲の市町村の動向も踏まえながら、県の指導もありましたけれども、そういう動向をしっかりと研究しながら、試験の実施時期だとか、あるいはその試験の方法だとかというようなことを考えて取り組みをしていきたいなというふうに思っております。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 今後はですね、やっぱり今は個人情報の問題とかがありまして、前は、ひと昔前は課長の皆さん方はよく隣近所のおばさんにですね、住民票を取ってきてくれとか、印鑑証明を取ってきてくれないとか、そういう言われて、出張役場みたいな形の体系があって、非常に密にですね、役場と近い関係にあったと思うんですけども、ここ最近、やっぱり若い人の感覚も違ってきているのか、その辺はまた人材の育成の部分になってくると思うんですけども、やっぱりそういう近い人たちが役場の職員の中にいるということが、やっぱり村民との対話も、協働もうたっているわけですから、非常に大事になってくるんじゃないかなと思っております。

この職員の採用については、過去にも採用をして1年足らずでやめたりとかそういうこともあるので、試用期間というか、そういうのを設ける必要があるのではないかと思います。その点のその辺の考え方について伺うのと、あとやっぱり何と申しますか、他島からというか、これは語弊もあるはずですけども、村外から職を求めて来るものもありがたいのですが、やっぱりこの土地に思いを持っている人たちが働くことによって、どう村をよくしていこうかという思いのほうが、職員採用するに当たっても非常に大事なところじゃないかなと思っております。例えば私が名護市に行きたくても、名護のことわかりませんから、ただ自分の事務的な作業でしか、作業にしか注意がいかないと思うんですよ。やっぱり地域に住んでいる方はそれだけの思いを持ってここにいるわけですから、その辺も含めてですね、もう一度村長からその考え方、この試用期間の問題とその考え方をもう一度答弁をもらって終わります。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま一智議員の再々の御質問の中に、村民との対話というのを非常に大事にするという、そういう身近にいるということで村民が安心して協力体制がとれるんじゃないか。そういうことは確かだと、この側面があるとは思っています。また、そのほかから来た人々も大宜味村の状況を

しっかり調べながら、あるいは事前に足を運んできての調査なども踏まえている、としての応募が多い。ほとんどですね。そういうことを踏まえながら、村民を、村をどう理解をして発信していこうとしているかというその思いというものも我々は大事にしたい。これはこれまで生活してきた人とそうでない人とは幾らか温度差があるかもしれませんが、これからの期待も含めてそれは、大事にこれは考えていきたいなど。

期間については、今でも半年間は猶予、試用期間といいますか、ちょっと言葉が違うかもしれませんが半年、そのときに再度確認をして次へとつないでいくというシステムになっております。今後ともそういうことは続けていけるというふうに思っております。

○ 議長（宮城功光） 以上で、村職員の採用試験についての質問を終わります。

次に、村の危機管理体制について。新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 防災情報の件もありましたが、村の危機管理体制について一般質問を行います。去る2月27日に、沖縄でも99年ぶりに発生した、後で修正されましたがマグニチュード7.4の大きな地震ですね。チリ中部で発生したマグニチュード8.8の、これはもう本当に大地震で発生したこの津波。28日の午前9時33分には津波警報が発令されました。その時点でですね、村はどのような体制で対応したのかお伺いします。これは99年ぶりに起きた早朝の地震も含めて、この2点ですね、どのような体制づくりをしたかお伺いします。

○ 議長（宮城功光） 村長。
（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいま新城一智議員の村の危機管理体制についての御質問にお答えいたします。

地震につきましては、2月27日の地震につきましては5時31分に、かつて経験のない大きな揺れが短時間であったが、とても長く感じるものでございました。その時間、恐怖を感じたものでございます。5名の課長さんたちがすぐ集まって、あるいはその他担当職員たちが自主的に役場に集合いたしまして、数人のこの職員が役場に集まって、それから被害の調査に走り回っております。幸いに村内に災害がなく、また災害の発生のおそれがないということで、10時ごろ解散をしております。

28日の津波の件につきましては、そのときは警報を知り、瞬時に担当課長へ連絡の上、全課長へ連絡し、災害警戒本部というものを立ち上げて警戒態勢に入っています。最初に防災無線で津波警報が発令されたので、海岸から離れるよう呼びかけの放送を繰り返すとともに、広報車でパトロールをしながら、海や浜にいる人への呼びかけを続けています。また海岸沿いの各区へ連絡、公民館への自主避難への協力願いや、一心療護園の利用者のやんばるの家への避難の確認をいたしました。琉球新報の報道で御存じのとおり、地域住民の協力で弱者といいますか、その方々の避難がスムーズにできたことに、村民に対しまして感謝をする次第であります。本当に御苦労さまでございました。

その後、テレビでの情報や公的機関からの情報、村の防災監視カメラで情報を収集し、暗くなることや満潮へ近づくこと。北部ダム事務所の監視カメラが大宜味村での津波の一波の観測をした連絡を受け、午後5時40分に避難勧告をしております。以上であります。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） チリ津波のときは、これは防災対策本部で受けとめてよろしいんですか。警戒本部とありますけれども、この地震のときはこれが設置されたのかどうかですね。やっぱり99年ぶりと

いうことは、だれもやっぱりわからないわけですよ。ここにいらっしゃる方々は。そういうときに、やっぱりどのような体制をつくって対応するのか。特に年寄りがひとり暮らしの年寄りも多いし、海に面しているところも多いわけですから、もしチリ津波であれば1日かけてそういう対策ができると思うんですけども、その沖縄近海で発生する地震においては、もし津波が発生した場合、やっぱりそれだけ間もない時間があるわけですから、その辺についてやっぱりもう少し危機管理を強める必要があるんじゃないかなと思います。

そこで、その沖縄で発生した、早朝の5時31分に、役場にもなかなか職員が急に集まれる状況ではないわけですから、例えば当直というか、今警備がいらっしゃるんですか。そういう方々にも、その緊急時の防災無線の使用、使い方とか、そういう体制づくりもですね、やっぱりこの夜中いつ起きるのかわからないわけですから、その瞬時に発生するときにはそういう注意を促すというか、指示を出すぐらいのやっぱり条件、防災対策の計画もそうですけれども、やっぱり実施計画の中でやっていかないとけないんじゃないかなと思います。

チリ津波のときはですね、これは防災計画の中にもあるんですけども、1960年、昭和35年にチリ津波が来ています。5月にですね。このときは床下浸水20戸、宮城の鉄橋が決壊という大きな被害が出ています。20戸というのは大体把握はできていると思うんですよ。大保とかですね、ああいう流域が狭くなっているところというんですか。今度のチリ津波でも大保で90センチぐらいの潮位の変動があったというふうに聞いています。そういうところはですね、5時40分に一波を観測して勧告を出しているんですが、本来警報が出た時点で勧告はしないといけないわけですよ。これが20センチとか、まず小さい津波だったからよかったものの、これが本当に予報どおり2メートルとかという津波がもし一波で観測されているんだとしたら、これからは指示出しても遅いぐらいなんですよ。だからその辺を含めて、今後どういうふうな対策をとっていくのかお伺いして、この質問を終わりたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 総務課長。

○ 総務課長（島袋幸俊） ただいまの質問なんですけど、まず5時40分の避難勧告なんですけど、全国的にこの時間が早すぎたんじゃないかとかいろいろな意見等があります。本村の場合は5時40分まで待ったんですけど、その理由としてはですね、本土の第一波が予想で2メートルとか3メートルとかの地域もあったんですけど、もうほとんどが50センチとかそういう状況でありました。それから沖縄に来るまでは大分時間があるだろうということで、様子を見ながらですね、様子を見ながらというか、ほかの情報を求めながら警戒に当たっていました。幸いに沖縄でも第一波がもう20センチとかそういう情報であって、住民をあまりまた混乱にいたすのもどうかということがありまして、夕方、これから満潮に向かうということもありまして、その時間に勧告をしております。

一番心配でありました大保あたりを見回りしていたんですけど、80センチ確認できました。80センチの津波が確認をされております。それにしても村全域ですね、大したことなくて本当にほっとしているんですけど、そのあたりの勧告についても今後、やはりすぐすべきなのかということも含めて検討はしていきたいと思います。

体制についてなんですけど、今警備の会社と契約しているんですけど、一応連絡体制という形での調整はされております。今回の地震が5時31分ということで、もう明け方の真っ暗の時間ということで警備からの連絡はなかったんですけど、そのときにまた消防の放送が流れたことを覚えております。もう連絡する前に自主的に集まってきたというのが今回の情報です。その後の心配がないということで、初動の配

備という形をとっております。災害、津波については、第二配備ですね。そのための警戒配備ということで、御理解いただきたいと思います。

- 議長（宮城功光） 以上で、新城一智議員の質問を終わります。
休憩いたします。

（午前11時00分）

-
- 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時08分）

◇ 大 城 佐 一 議 員

- 議長（宮城功光） 一般質問を行います。

人材育成について。大城佐一議員。

- 1番（大城佐一） まず一般質問に入る前に、きのう、冒頭議長のほうからもありましたが、昨日おきなわマラソンで平良長真君が優勝ということで、本当におめでとうと言いたと思います。それと同時に、一番自分がきょう質問をする内容にもありますが、この終了後の2時間後に村の行政無線のほうでこの報告をしたことが、大変子供たちを、若者たちの成長を願う一村民として、本当にうれしく思いました。感謝申し上げます。

では、これから本題の質問に入りますが、村是として「人材を以て資源と為す」という大変すばらしい言葉がありますが、先ほど一智議員からもいろいろありましたが、私の質問はほとんどこの子供たち、若者たちの人材というふうに受けとめてほしいと思いますので、ひとつよろしく願います。

この「人材を以て資源と為す」という言葉に、この人材を生かすためには、本当にこの我が村で生まれ育ったこの子供たちの育成を考えているのか。また外部からもいろいろ集めてそういった育成を考えた中でこの資源となるのか、その辺の育成の方法を村としてどういうふう考えているのか。いろいろ、いろんな方面で頑張っているのはもう御承知のとおりであります。いろいろスポーツとか、そういった面を主に考えておきたいと思しますので、1点目はその件をよろしく願いたいと思します。

次に2点目は、大宜味村の人材育成事業助成金交付要綱に基づいた事業についてです。平成20年度から中学生の海外短期留学制度を実施してきているわけですが、これはもう御承知のとおりわかるのでありますが、ほかにこういったこの交付要綱に基づいてやった事業があるのか。その辺ちょっと、2点まずお聞きしたいと思います、よろしく願いたいと思します。

- 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

- 村長（島袋義久） ただいまの大城佐一議員の御質問については、人材育成の根本的なことも実践をしている教育委員会の考え方も含めて、教育長のほうで答弁をお願いしたいと思います。

では、教育長よろしく願います。

- 議長（宮城功光） 教育長。

（平良 宏教育長 登壇）

- 教育長（平良 宏） 大城議員の御質問にお答えいたします。

まず「人材を以て資源と為す」という言葉、皆さん方御承知なんです、再度確認してまいりたいと

思うのですが、大宜味村の先人たちはこの大宜味村の自然、急峻な山が海岸まで迫り狭隘な平地という厳しい自然環境の中で、第1次産業をなりわいとして生活をしてきております。その厳しい自然と長い戦いの中から、世界に雄飛する志を立てるべく「人材を以て資源と為す」という至言が生まれております。そしてその主力を地方に、人材育成に努力を傾注してきております。自来、政財界を初め医学界、教育界等と県内外で活躍する人材を数多く輩出し、文化村大宜味村としての名声を内外に示してきたものと思っております。

この「人材を以て資源と為す」という資源を本村の教育の恒久の基本理念とし、村民挙げて教育立村を標榜していくものであるというふうなことでこの言葉を受けとめております。それで教育委員会としましては、厳しい自然環境とその苦難の歴史から村民は世界に雄飛する志を立てるべく人材育成に力を注いでこられ、各方面で多くの方々が活躍されていることは御存じのことではございますが、教育委員会といたしましても、青少年に対して、心豊かで創造性、国際性に富む積極進取な村民の育成を理念に掲げ、学校教育や社会教育、そして本村の人材育成基金を活用させていただいて文化、スポーツ等、さまざまな事業に取り組み、人材育成に取り組んできたつもりでございます。

急激に変化して、またかつ複雑高度化する時代にあつては、時代の要請に適切に対応し、国内はもちろん、世界で活躍する人材の育成に今後とも努めてまいりたいという考えで、基本的な考えを持っています。

それで先ほど、その人材育成基金のことについて、活用について質問がございましたけれども、まずは人材育成基金以外で児童生徒を表彰したというのは、青少協あたりで、特に善行のあった児童に今年、大宜味中学生が2人いましたけれども、それをさせていただきました。

それから平成20年度の人材育成基金の活用では海外短期留学、昨年度は2名、それからE S Lキャンプというのがありまして、これはイングリッシュ・アズ・ア・セカンド・ランゲージということで、英語は第2番目の国際語として児童生徒にもより勉強してもらって、国際性豊かな青年になってもらいたいということで、一昨年はタニューで、これは歴史、琉米歴史研究会が主催したんですけれども、50名の中に大宜味村から1人、今現在向陽高校に行っている、当時中学生が参加いたしました。昨年度は名護青年の家でやりまして、小学生2名、中学生1名の3名が参加しまして、それに対しても助成金を出してございます。昨年は6月11日に、まず喜如嘉小学校と津波小学校の特別表彰をいたしました。野鳥観察と交通少年団、長いこの学校地域の協力を得ながらですね、善行を続けてきました児童に対してやりました。

それから人材育成基金は先ほど言いましたように中学生2名がセントジョーンズ大学、それから高校生がワシントン州のウェナチバレーに行っております。それからソフトテニスで沖縄県で優勝しまして、2人を全国大会に、喜如嘉小学校の6年生を派遣しております。それから辺土名高校生ですが、大宜味村出身の高校生は非常に頑張っていて、放送全国大会、これはNHK杯なんですけど、5名に表彰してございます。それからさらにそのほかにも全国総合文化祭というのが三重県で行われたのですが、そこにも高校生1人を表彰し、派遣費というのは少し褒賞費を提供しております。付与しています。それからボート部が6名、まほろば総体に参加しまして、激励のためにやっております。そして青年の部で、バスケットで国体に参加した塩屋出身の宮城美樹さんが全国大会ということで褒賞費を出しております。それから、これから予定、今まだ申請が上がっていません。近日に申請するというこの連絡があったんですが、大宜味中学校1年生の山川華蓮さん、全国大会、近々北海道で空手の型の部で参加すること

になっています。それからボート部のシングルスカルで全国でも入賞を果たしている辺土名高校2年生の菅原君についても、近々申請するというので受けましたら会長決裁で。これはもう5月に委員会を開きまして、審議委員会を開きまして、こういうことは会長の決裁でいいということになっていますので、それを予定しております。以上が質問に対する答えです。

○ 議長（宮城功光） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 本当にですね、これだけの子供たちが頑張っているわけですよ。こういったものに本当に活用してもらっているということは、大変うれしく思います。しかし、この子供たちも今はわかりますけれども、本当に住民がわかるかという、本当にわからないところもあると思うんですよ。そこで平成19年3月の定例会でもちょっと質問をしたんですが、こういった子供たちを励ます場というのを、本当に励まして自信を持たせて、支援、育てていくというようなことも大事じゃないかなと。

私がいうのは先ほど、先月ですか、社協の20周年記念のほうで講演がありましたタレントの津波信一さんが、地域の力というテーマで、やっぱり地域が育てるということを書いていましたが、本当に私もこういう育て方がいいんじゃないかなというふうに思っております。

これはもうちょっと前の話になりますが、私がちょっと少年野球を見ていたころ、ある東村の方と私は話をして、子供たちはどうするかという話の中で、やっぱり今活躍している宮里3兄弟が小学校か中学校のころだと思うんですけども、私は東村にとってはもう子供たちの活躍、スポーツだけじゃなくていろんな文化面でも、いろんな面で活躍した人、村の行政無線を使ってどんどん流していたという話を聞いております。ぜひこういうふうにして、子供たちもやっぱりこれを聞いて、皆さんは私たちのことを思っているなというふうにですね、やっぱり自覚とまた自信も芽生えて、さらなる育成にも役立つんじゃないかなというふうに思いますが、そういった細かな活動ももう少し考えたらどうかなというふうに思っております。前の質問でもありましたが、これはちょっとは新春の集いとかで、村長のほうからいろいろ年間のこの子供たちの活躍の報告がありました。これも大変いいことだというふうに思っております。

そして私が思うのは、一つ言いたいのは、前回の質問の中で、途中から総務課長が例えばの話をしていました。講演会にですね、オリンピックの選手とかプロ野球の選手を連れてきて、子供たちにしたらどうかという例えばの話は出たんですが、これ例えばじゃなくてですね、本当に現実的にですね、現実もあるものですから、この現実をもう子供たちにつかんであれば納得すると思うので、一流の本当に子供たちが夢を見るような人。プロ野球だったら、もう一番はだれと言ったらもうわかると思いますが、イチローとかですね、宇宙飛行士の最近行っている人、こういった人を呼んだり、本当に身近で見て触れて初めて子供たちの自信もわくところがあると思います。教育長も昔はスポーツをやっていたのでよくわかりだと思いますが、私は今一流の選手の中でも、要するに小学生のころ、この選手を見て自分はこれを志しているんだと。またその人から直接指導してもらってこれを目指すように頑張ってきたんだということもあります。そういった面をどういうふうに教育長として考えを持っておられるのか、その辺をひとつお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○ 議長（宮城功光） 教育長。

○ 教育長（平良 宏） 私も同じ意見でございます。子供たちのやっぱり村民全体で激励する場というのはですね、今現在、学対総会とか実践報告会でやっているんですが、時間が足りなくてできないかという状況にあります。でも、ほかの市町村ではやっているということも聞いていますので、その手

法等をお習いしながら実現できたらなと思っています。おっしゃるように、やっぱり子供たちというのはみんながこう認めてくれているということがより励みになって、さらに精進していくんじゃないかなと思っていますので、その機会をとらえていきたいなと思っています。

それから、決して我々大宜味村では何もやっていないわけじゃなくて、例えば劇団たんぼぼを毎年、もう20年以上も招聘して、生の演劇を、プロの演劇を鑑賞してもらっています。それは学芸会前に、子供たちにどうすれば、演劇というのはどういうものなのかとか、いろんな指導を受けながらやっているということもあるわけです。それで大宜味村の小学校の学芸会は見事だという評価も得ています。やっぱりおっしゃるように、何かインパクトを与えて、子供たちに刺激を与えてこう一生懸命取り組ませることが子供の成長になっていくんだと思っていますので、そのあたりについてはやりたいと。さらにはお話、語り、読み聞かせとかですね。穴澤修子さんというすばらしいアナウンサー経験者、それから歌手でもある方も招いてやったりとかもございます。文化的な面でも、文芸的な面でも、ただ村民の参加が少なく残念なところもございます。

それから子供たちの活躍の状況を今教育委員会の情報誌アジマーでは展開しています。アジマーがなかなか読まれていないというところもあつたりもしているのかと。そのあたり反省もしながら、もっともっと村民に親しまれるアジマーにしていかなきゃいけないなというふうなことを思っています。もう既に200号を超えて、200月超えた長い歴史のあるアジマーをもっともっと大切にしながら、村民の情報誌として活用、展開を図っていかなきゃいけないかと思いますが、あと防災無線についてもですね、やっぱりそのあたりの取り組みが弱かったかなと反省しています。今後はそういったことを検討しながら取り組ませてもらいたいと思います。

そして一流選手の招聘についてですが、これは相手もあることで、それからこっちの台所事情等もあります。やらないわけじゃなくて、冒頭に申し上げたとおり大賛成でありますので、この地域の皆さん方の声を受けまして、できることについてはやりたい。ただ、一昨年はゴールデンキングスの安永さんあたりを呼びまして、中学生を中心としましてこういった一流、日本一になったチーム、クラブチームを招いて実演もしてもらったりしています。できるだけ機会あるごとに子供たちに心の刺激となるように、財産となるような諸行事を今後もっと努力したいと思います。以上です。

○ 議長（宮城功光） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。これも不可能ということですが諦めずに、ぜひ少しでも可能に近づける努力をしてほしいと思います。沖縄では全12球団のプロ野球のうち9球団が沖縄でキャンプをしているわけですから、そういったのもタイアップしたら、本当に熱意を持って折衝してくれば、必ずやこういうことでそういった選手もいると思うので、理解してくれる方も何百名のうちに1人ぐらいはいるんじゃないかなと思いますので、その辺の検討をお願いしたいと思います。

最後にですね、もうこの質問の最後に、ちょっと村長に一つだけ質問をしたいと思いますが、我が村から本当に国体2名、平成20年度、平成21年度ということで、すばらしい選手が2人出ました。昨年においては12月にNAHAマラソンで長真君が初優勝を果たして、こうすばらしい若者もいます。そういった中で、村として本当にこういった国体というと本当に全国的な大会でありますので、何カ年に1回出るか出ないかの話でありますので、なぜ村として主催して、こういった激励会とか取り組みができなかったのか。その辺ひとつ村長にお聞きしたいと思います。よろしくお聞きしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいま大城佐一議員の御質問にお答えいたしますが、これは御指摘のとおり、また先ほど教育長から答弁がありましたように、村内の子供たちをどう元気づけて、新たな道を自分で自覚しながらつくり出していけるか、その資質をどう高めていくかということは非常に大事なことでございまして、また今おっしゃるこの国体選手が出たんだとか、あるいは今出ました中学生が県外の全国大会にも出るんだとか、そういうことをその都度その都度ということはなかなか難しいんですけども、全体を掌握しながら村あるいは教育委員会、あるいは体育関係でしたら村体協とかというようなところとしっかり計画的に実践をしていかなきゃいけないだろうと。思いつきというよりは、計画的なことをしっかりつくっていききたいなというふうに思いまして、今後そういうことを計画、実行していききたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 議員の質問は既に3回になりました。会議規則第55条の規定によって、特に発言は許しません。

これで、大城佐一議員の質問を終わります。

◇ 東 武 久 議員

○ 議長（宮城功光） 次に、塩屋園地（ハーミンジョウ）階段の手すりの設置について。東 武久議員。

○ 4番（東 武久） それでは、先ほど来から議員諸氏におきまして、災害についての御質問が出ておりますが、私は実際に去った2月27日の地震による津波の警報、翌日の2月28日の津波の警報が出ました。そういう中で、やはり地域の中で迅速に避難をさせなければいけないというふうなことで、実際にお年寄りの皆さんを誘導いたしまして、2月27日の未明による地震の津波警報が発令されまして、瞬時に隣近所を呼びかけまして、塩屋園地、ハーミンジョウといいますけれども、そこに避難をさせました。その中で大変、足の不自由な皆さんもおっしゃって、この誘導には結構な手間といいますか、暇がかかります。その中にですね、皆さんがおっしゃったことは、手すりがあればいいのになというふうな話を皆さんやっていたらっしゃいました。そのような観点から、災害時の緊急避難場所として塩屋園地を地域の皆様方が使っておりますが、そこはかなり勾配がきつくて、さっき申し上げましたとおり手すりの必要性を痛感するものであります。その対策について村長の考え方をお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） ただいまの東議員の塩屋園地、ハーミンジョウと呼んでいるところの階段における手すりの設置についての御質問にお答えいたしますが、東議員が直接その体験をしてというそのことからの御質問で、それだけ分かなり重みがあるかなという感じはいたします。

それでまずお礼を申し上げたいのですが、最初に去った27日の地震のときも、それから28日の南米チリ中部で起きたこの巨大地震のときにも、県内全域での津波警報というようなものがあつた中で、各区での区民の避難について、区長さんだとか、あるいは議員の皆さん方や消防団員というような皆さん方、各種団体等が一つになって、多くの皆さんが結集いたしまして、この迅速で、しかも的確な対応がなされまして、避難された村民が不安の中でも安堵をされたということを聞いておりまして、深く感謝を申し上げます。私も現地、集まっているところを見たりしてきたわけですけども、本当に御心配かけた、その対応をしてくださりましたことに対して、重ね重ね感謝を申し上げます。

そういうことの実態を踏まえて、村といたしましても、今回の津波警報対策を教訓にいたしまして、十分なその防災体制、あるいはその対策をしっかりと検討をして、その道を講じていきたいなというふうに思っております。

具体的にさっきありましたその手すりにつきましては塩屋園地、ハーミンジョウの階段の手すりというこの部分の設置については、住民のこういった、今の御意見等もあります。そして防災計画、あるいは沖縄県、環境省等との関係もございますので、その関係機関の意向を踏まえながら、具体的に検討を進めていきたいというふうに考えています。

○ 議長（宮城功光） 4番 東 武久議員。

○ 4番（東 武久） 先ほどのその地震警報につきましては、チリ津波ですけども、やはり2メートルというふうな予測の警報が出されているわけです。それであの当時はやっぱり時間的な余裕がありました。前回の沖縄近海の地震につきましては、全く、本当にその迅速に対応をしなければいけないというふうなことで、特に35年前のチリ津波につきましても、塩屋地区は実際にこの塩屋の中心部まで波が床下ぐらいまで水が上がってきたんですね。そういうような中で、私どもは、あの当時は中学生の時分で、非常に目の見えないお年寄りがおって、実際におぶって避難をさせたこともあるんですよ。この間のチリ津波ですが、予報は2メートルですよ。2メートルの津波が押し寄せてくる可能性があるというふうなことで、幸いにして今、最近塩屋湾内については防波扉といいますか、それが設置されておりますので、従前のようなことにはならないと思うんですが、実は一番危険なのは橋のたもとの公衆便所がありますよね。公衆便所。そこは全くの野放しの状態で、もし仮に2メートルというふうな津波が入ってきた場合には、この背後地につきましては国道があります。すり鉢状になって、非常に危険な状況に置かれるわけです。ですから、地震というのは、津波というのは、災害というのはいつ来るかわからない。「備えあれば憂いなし」で、常日ごろからやっぱりそういうふうな防災意識を当然地域の皆さんも持って対応をする構えがなければいけないのかなというふうなことを思いますが、避難場所のそういうふうな条件整備につきましては、どうしても地域の皆さんの力では足りない部分もあって、行政の力をどうしても必要になる部分もありますので、その辺のことを再度村長に聞いて、私の質問は終わります。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） 防災計画、あるいはその備えるということは非常に身近で、しかも直接的な人の生活、命にかかわってくるという非常に重要なことでございますので、その辺のことについても、今防災計画は新しくできていますから、具体的にそういうふうな状況が来たときに、我々は、あるいは村民はどう対応していくのかという動きができるようなところまでいけたらいいなとは思っておりますが、具体的に今のような計画場所、あるいはこの今つくっている防災計画の中で再度、中の具体的なことについての再検討といいますか、進めていきたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） これで、東 武久議員の質問を終わります。

休憩いたします。

(午前 11時41分)

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時27分)

◇ 金城 勇 議員

○ 議長（宮城功光） 一般質問を続けます。

大宜味村農業委員会委員選挙について。金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） それでは一般質問を行います。

大宜味村農業委員会委員選挙について。大宜味村農業委員会の正常化に関する陳情書「公選法無視」及び「裁決無視」について、早急な是正を求める要請書が議会に提出されております。村はこれまでに住民、または村民に対してどのような説明をしてきたのか。また、この問題に対する見解をお伺いいたします。

○ 議長（宮城功光） 農業委員会事務局長。

（新城 寛農業委員会事務局長 登壇）

○ 農業委員会事務局長（新城 寛） 金城 勇議員の御質問にお答えします。

まず初めに、議員御質問の一般質問通告書から陳情書の内容を考えると、1点目の住民、村民に対してどのような説明をしてきたかでございますが、平成20年9月執行の大宜味村農業委員会委員一般選挙において、異議申出書に対し、農業委員会及び村選挙管理委員会において確認をしてきたところであります。議員御質問の説明につきましては、委員当選のお知らせ及び選挙についての見解を村広報紙により周知を行ってまいりました。

2点目の、この問題の見解に関しまして、1点目で述べましたように、村広報紙（平成21年7月）に大宜味村農業委員会選挙について見解及び今後の農業委員会について掲載しております。委員会におきましては、今回の選挙における効力については有効とし、任期満了までの期間、責務を遂行する旨を掲載しております。

○ 議長（宮城功光） 選挙管理委員会書記長。

○ 選挙管理委員会書記長（島袋幸俊） 1点目の質問については、先ほど農業委員会事務局長のほうからお答えしたとおり、平成20年の村広報紙で説明しています。また、これまで一般質問に答える形での説明、新聞の論壇の回答での説明を行ってきております。この問題の見解についても、これまでの一般質問、あるいは新聞の論壇の回答で示したとおり理解していただきたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 5番 金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） 今、農業委員会事務局長と選挙管理委員会書記長より答弁がありましたけれども、この農業委員会に対する陳情書と、その県の選管のほうからの裁決書から見ると、やはりその陳情書とこの広報紙からの疑問点を記するとすれば、まず陳情書の要旨について、ごらんのとおり平成20年9月7日執行の大宜味村農業委員会委員選挙において、選挙時に被選挙権がなかったものが立候補して当選し、現在に至るまで委員を務めておりますと。そういうことは今答弁があったように、お認めになっているわけで、それから陳情書の中で、陳情書ではなくてこの回答書の中で、県選管の裁決書ですね。このことは県選管の裁決書の中の裁決の理由2の（1）（ウ）の項で、これらの回答から判断すると、少なくとも2名については事務処理により、被選挙権を有するものとなるよう処理を進めていく方針を定めたものであり、本件選挙時においては、被選挙権がなかったことを認めているものと言える。また選挙期日において、選挙権のないものは投票できない。選挙期日において、被選挙権のない者への投票は無効となるとの公選法の規定を無視した決定がなされることが確認できる。よって、少なくとも

上記2名のものについては、立候補の届け出日及び選挙期日現在において、被選挙権を有していなかったことが確認できるから、被選挙権のないものが立候補している、当選しているとある。この裁決の理由に対して、お二方がどう思われるのかですね。

それからこの農業委員会委員選挙の予定候補者リストというのが、広報でもありますように甲と乙があるわけですが、甲の部分とですね、甲というのは平成20年8月20日現在、備考欄の説明と、それから乙という資料は、チェックリストは平成20年9月17日に追加されて、備考欄の内容が変わっているわけですが、この変わった理由についても、やはりどのような手順を踏んでそういうふうに変えたのか。

それからその選挙管理委員会におかれましては、やはりその告示、チェックリストが8月22日に出されて、それから告示まで約11日間あったんですけども、それまでにそのチェックリストが確認できなかったのか。

それから琉球新報の10月30日付で村内の比嘉氏という方が論壇へ出されていますけれども、選挙管理委員の回答で、農業委員会委員選挙は選管が農業委員会選挙人名簿に基づき執行しますと。その名簿は関係法令に基づき、平成20年3月31日に確定しました。後日の疑義が生じた事項については、農業委員会にゆだねており、本選管が関与するものではありませんと述べております。県選管における裁決書についての見解をもう一度確認したいと思います。以上、またお願いします。

○ 議長（宮城功光） 農業委員会事務局長。

○ 農業委員会事務局長（新城 寛） ただいまの御質問ですね。まず今回の農業委員選挙につきましては、議員御承知のとおり、選挙人名簿調製が申告・定時調製方式で行われております。今回におきましても有権者の申請に基づき、平成20年1月1日現在の申告を同月の農業委員会総会において確認をし、同年3月31日をもって確定し、翌年の3月30日までの間、申告の有効期間といたしております。

平成20年9月に行われました選挙についても、それをもとに執行しています。平成20年9月に行われました選挙に対しまして、同月、異議申立書が提出され、それ以降、補正書、弁明書、反論書等によるやりとりがありました。その後、県選管による事実関係調査が平成21年1月5日、当委員会において受け付けられ、同月の9日に回答書を提出しております。その回答書がもとでの県選管からの沖縄県公報での裁決となっております。

その裁決の主文といたしまして、1点目に本件選挙における選挙の効力に関する異議の申し出に対し、大宜味村選挙管理委員会が平成20年10月8日付で出した却下の決定はこれを取り消すと。2つ目に、本件審査の申し立てを棄却すると裁決が出ております。沖縄県公報の中で、その裁決書の中でですね、先ほど議員もおっしゃいましたところ、この回答からすると、つまり我々農業委員会からの回答の判断からすると、少なくとも2名については事後処理により被選挙権を有したとありますが、その後、平成21年11月13日、大宜味村農業委員選挙問題に係る事実関係聴取について、沖縄県農業会議、沖縄県農政経済課から再調査が行われ、この結果、ここで両名についての事実確認を再度行っております。

1人目について、平成14年に2,000平米の賃借許可、農業委員会の許可を受けており、その当時の村の下限面積が20アールであることから、適法であるとの段階で確認がなされております。その中で一方この村有地払い下げ地を所有していることについてはどうかと。その調査もあり、隣接地主の折り合いがつかず袋地であることから営農に支障があり耕作不能であると。そういう判断により、平成14年にも賃貸、そういったものの許可が出ていると思われまます。よって、平成14年に農業委員会での賃貸許可

を受けているのであり、これらの理由を検証し、さらに平成20年1月1日にはその許可を受けた農地でシークワサーを植えつけ耕作していることから、被選挙権を有すると判定がなされております。

残りの1名については、平成18年に山林150平米、原野2,142平米を取得し、農地に開墾してシークワサーを植えつけており、平成20年1月1日現在には営農を行っており、要件は満たしていると判定しております。

ここで農地というものは、登記簿上の地目によって農地であるかどうか判断されるのではなく、登記簿上の地目は、例えば山林となっても現に耕作を行っていれば農地と取り扱うことになっております。以上です。

○ 議長（宮城功光） 選挙管理委員会書記長。

○ 選挙管理委員会書記長（島袋幸俊） 当チェック表の件なんですが、前に宮城 武議員の一般質問で答えたとおり、そのときにチェックを行っております。その中で選管としては、大宜味村行政受託者の件を選管が確認するという農業委員会との調整もありまして、その件を県の選管等にも問い合わせして、その区長さんの場合でもケースバイケースがあるからということで、農業委員会のほうにそのあたりを判断するようという回答をしております。その後どういふことで差し替えされたかということ、選管のほうではわかっておりません。

その見解については、やはりさっき農業委員会事務局長のほうからありましたとおり、農業委員の選挙は申請主義ということもありまして、申請に基づいてちゃんとした手続を踏まえて執行したということで、選挙管理委員会のほうではちゃんと執行したということを確認して、今でもそういう見解を持っております。

○ 議長（宮城功光） 5番 金城 勇議員。

○ 5番（金城 勇） 順番逆に言いますけれども、選管の書記長の答弁からすると、やはりそのチェックリスト、その名簿というのは農業委員会から出されるものがやっぱり正しいものだと。それです、今農業委員会事務局長が農業会議所ですか、そういったことを云々申されておりましたけれども、やはりその県選管が下した判断というのは、この農業委員会がその裁決書に異議申し立てがあれば、やはり一定期間の間に申し出なければいけないわけですよ。それを申し出ないで、そのままもう1年半近くも時間が過ぎていく。この再調査とか、そういうものはその一定期間の期間にやるべきではないんですか。ここ平成21年の1月の何日でしたか、そのときにやったって、その効力はあまり意味がない。その裁決書の中で言うように、その最初のチェックリストができたときのもので選挙を行っているわけですから。幾ら今、平成21年1月に農業会議であろうがどこだろうが、その再検討をして、本来はその判断の根拠があるとか、判明した事実とかいろいろ言っていますけれども、やはりその抗議をするならば、その裁決書が出された一定期間というのは1カ月でしたか、2週間でしたかね。そういう中でやるべきであって、今ごろその再調査したとか、そういうものは私は理由にならないと思います。だから、その候補が出て後に農業委員会がこれはおかしいよと、やっぱりその時点で言っていれば、この問題はこんなに長続きはしなかったと思うんですよ。それに住民もちゃんと説明を受けてないものですから陳情とか要望書が出てくるし、この問題は本当に正直に正常化させないと、この問題はまだまだおさまらないと思いますよ。余りにも時間がたちすぎているんですよ。どんな資料を集めようと。やっぱり選管の書記長が言っていたように、やっぱり法的に根拠を照らし合わせて進めているわけですから、県の選管も。今言うような言い方だと、選管が表決を出していることが間違った資料で裁決出されたというこ

ととられてもおかしくないですよ。例えば今答弁したように広報あたりで、例えば新聞紙上であのとき出した資料は、選管に出した資料は間違っていましたと言えますか。今の答弁だどこ最近ですよ、農業会議、どういう団体かよくわからないんですけれども、そういうところで再検討をさせたと。それが、その理由が云々でその8月20日の時点のものは間違っていたとか、そういうことはもう1年半もたって言えることではないと思うんですよ。そこら辺どう思われますか。

○ 議長（宮城功光） 農業委員会事務局長。

○ 農業委員会事務局長（新城 寛） 今の議員の御指摘ですね。いろいろ聞いておりますが、やはり我々としては1月1日に提出した申告書、それが3月30日でもって確定していると。その中でそこについては確認して確定されていると。事務局のチェックリストの中でも出されているように、8月20日、そのあと9月17日に出されております。それにつきましても、我々としても確認をしております。チェックを入れて、その中でやっていくというふうに答えを出していきながら、選挙に臨んでいった経緯があります。

議員が言うように、その後じゃあ確認されてもどうなのかと。その中でいろいろ答弁書等もありまして、県選管においてはその裁決書の中にも1名については、その中で資格があるというふうな書き方もされている部分もあります。そこら辺全体を確認して、最終、申立人に対しても我々は回答を何度か出してしております。そこでそのごたごたした部分に関しましては非常に悪いと。そこら辺を説明しながら今までやってきております。その中で総合事務局さんのほうから、もう一度再調査をしてくれという話がありまして、先ほどの調査になっております。

その後、確認をしたところ、その後においてまた総合事務局さんと農業会議、我々、村選管、その中でも議論を出しながら、この問題について早期に決着したいと。その中で正常化を図り、農業委員会の農業委員たるこの仕事を全うしていきたいと。現在、こういうような事態が起こって、委員、皆さんもやはり不愉快というか、そういう気持ちを持っていると思います。その中で我々事務局側としても、そういうことがないように今後反省をし、真摯に受けとめてやっていきたいということも述べております。今回の選挙の件におきましては、多々足らない点もあったかと思っております。認識される所も事務局長として何件かあると思っております。そこをやはり是正していきながら、村民にも不安、農民にも不安を与えないようやっていくつもりであります。それでも皆さんに対して情報の提供とか、そういうものをしていないというのであれば、また新たな考えを持ちながら、模索しながら考えていきたいと思っております。

ただし、今回の選挙においては諸事情いろいろありました。その中で再三にわたり、我々もチェックをしてきました。その結果がきょうのような答弁になっていると思いますので、御理解いただきたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） 議員の質問は既に3回になりましたので、会議規則第55条の規定によって、特に発言は許しません。

これで、金城 勇議員の質問を終わります。

◇ 宮 城 武 議員

○ 議長（宮城功光） 次に、埋立地下水道事業について。宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） それでは一般質問、埋立地の公共下水道事業について質問をいたします。

埋立地内のほうに下水道の整備のほうはもう整ったと思いますが、その運行開始ですね。年内にとい

いますか、平成22年度から運行が始まると思いますが、その辺の時期的なものをお伺いしたいと思えます。

そして2番目に、事業の特に重要なこの事業計画、そして今後どのぐらいの維持経費、そして将来にわたっての採算性、これは人口の密度とかその辺も関連してくると思いますが、どのようになっているのか。その辺の数字をはっきりと伺いますか、ある程度の計算をされてこの事業に踏み切るといふふうに思いますが、その辺の説明を求めます。

次に、この事業は将来性において、かなり厳しい財政運営になると思いますが、村の一般財源から継続的に支出することが予測できると私は考えておりますが、執行部の皆さんはどのようにお考えになっているのか。一つの例でいえば、水道関係がですね、上水道の関係はほぼ毎年一般財源から捻出されていると思えますけれども、その辺の部分に関してもお伺いしたいと思えます。よろしくお伺いいたします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） それでは、ただいま宮城 武議員の御質問について、3点ございましたので、それを順を追ってお答えいたします。

1点目の埋立地の下水道の運用開始についてでございますが、まずは所信表明でも申し上げましたように、現在事業が進行中でございまして、平成22年の9月ごろ完成予定であります。したがって、供用開始は10月の中旬ごろ予定をしております。

2点目の事業計画と維持経費、採算性については、一つは事業計画につきましては、計画処理区域、埋立地の建築物の予定されている21ヘクタールであります。計画処理人口は250人の予定で計画があります。計画汚水量が日当たり、1日当たり平均110立方メートル。それから大宜味浄化センター、それから処理能力は1日当たり150立方メートル、処理方式は膜分離活性汚泥法という方法。それから次に維持経費についてでございますが、財政計画で50年というこの推移を予測して算定をしております。維持管理費及び起債償還金は、50年平均金額年間800万円程度となります。それから次に採算性についてでございますが、使用料が50年平均金額年間300万円程度となり、一般財源からの支出は500万円程度というふうに予測されます。

それから3点目の将来においての村の一般財源からの継続的支出の予測についてでございますが、一般財源からの継続的な支出の件につきましては、埋立地に公共施設が移転してきますと、各施設に合併浄化槽の整備費用や維持管理費の費用が発生してきます。数億円の費用が一般財源からの支出が予測されます。また現在、村が抱える移設予定の合併浄化槽の維持管理等費用等は、一般会計予算からの下水道事業特別会計予算の組み替えになり、この予算も500万円の支出に入ることになります。公共施設の合併浄化槽が一元化されると、その採算性は図られるというふうに考えております。以上です。

○ 議長（宮城功光） 6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） 基本的な質問になると思いますが、大宜味村のこの埋立地のほうにやる予定のこの下水道というのは公共下水道なんですか。それとも集落排水施設というふうになっているのか。その辺についてもちょっと教えていただきたいと思えます。下水道というのはかなり人口密度、その他運営に関して大変左右してきますけれども、平成20年度に一度県でしたか、環境省の主催で協力が沖縄県ということで、下水道処理のあり方と将来という部分で、私はこのセミナーと伺いますか、お伺いした

んですけども、もちろん村の執行部の方もいらっしゃいましたが、その際にこの環境省の方からの説明では、将来的に下水道処理というのは都市部ではもちろん可能ではありますが、採算性は厳しいと。そして、例えば汚水処理のこの下水処理場の場合の汚水処理で、東京及び指定都市の場合、1立方メートル当たり大体これが133円、原価がですね。3万円から5万円が294円、1万人未満であると507円、立方当たり原価が上がると。大宜味村の場合はそれ前後になると思いますけれども、逆に将来的にも毎年そういう維持費がかかるという部分であれば、これは工事費やその他もろもろ入っていませんので、維持管理のみでそれだけの財政が厳しいと。5年後、10年後に関してはかなりの金額が出てくる可能性がありますし、下水道に関しては工事、数億円単位で発生します。近隣町村でも、下水道処理施設の部分ではかなり赤字が出ているという部分で、その辺については大宜味村の将来、その辺で財政圧迫はかなりの影響があると思いますが、その辺の経緯に関してもお伺いしたいと思います。お願いします。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新里政雄） まず1点目の公共下水道事業という話なんですけれども、一応施設も規模によって大分変わってきます。今うちが計画しているところは21ヘクタールですから、規模的にコンパクトな感じの施設として維持費削減を図った施設となっております。

それと先ほど金額のお話をしていましたけれども、今回の積算は立米60円で積算をしております。これは前に、平成18年度ですか、9月の大宜味村議会定例議会の議案第58号の追加資料の中にこの経費のですね、年間の経費とかそういうものを出していますので、まずこれを参照にさせていただきたいということをお願いします。

それと、もちろん維持費に関しては若干のその一般財源からの支出はありますけれども、50年の体系として、環境とかそういうものに配慮しますと、私の考えとしては一つの公共施設の従来の合併処理がございますよね。その一元化という考え方で、都市部のああいう規模の大きい下水道とは若干考え方が違うというふうに考えていただきたいと思います。これは将来、この施設の中のその合併処理がですね、各施設に設けられますということは、それぞれ維持費もかかりますので、その辺のトータルの経費を含めて、さっきここでの料金がですね、もちろん上がれば、さっきの一般財源からの支出はもっと減るかと思えます。以上です。

○ 議長（宮城功光） 6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） そうですね。スペース的には小さいと。そうすると、地形的にもものすごいコンパクトにライン、パイプが引けるということで、通常のまた下水道の施設管理とはまた違ってくるというふうに理解できます。

しかしながら、やはり埋立地内において処理する部分のほとんどが住宅地の方々の処理というふうな形になると思うんですけども、もちろん公共施設も入りますけれども、公共施設が使う使用料というのはものすごく量的にも少ないですし、特にこの下水道の処理場の場合、その規模に応じた量でないと、下水道処理機能というのは機能しないはずで。あまりにも水がきれいすぎると、生物に関しての影響がありまして、浄化槽というのはある程度の汚れがないと、水がきれいすぎると生物がすまない。あるいはバクテリア、その他のものが発生しながら、その中でうまく循環しているのが下水処理の機能だと思いますけれども、ぜひともですね、私が一番懸念しますのは、将来的に村に少しでも負担のならないシステム、あるいはいま一度、ものはできましたけれどもストップして、合併処理槽の世界を持つてくるか。そうしますと、受益者負担という形でも可能なのではないかというふうに考えておりますが、ぜひこの

件に関しては村の財政を圧迫しないようにしてということで、上水道、下水道ともに水を供給する大宜味村においては、水道料金の値上げなどというのはなくすようにしていただければと思います。

最後に質問をいたしますが、この下水道処理施設、人口を再度確認いたします。何人の予定で処理施設を建築されたのかお伺いしたいと思います。以上で終わります。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新里政雄） 先ほども村長の説明の中にありますように、240名を基本に設置しております。

○ 議長（宮城功光） これで、埋立地下水道事業についての質問を終わります。

次に、指定管理者制度と選考委員会について。宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） 指定管理者制度と選考委員会についてということで質問をいたします。

初めに、大宜味村では指定管理者制度、初ということで、現在のシークワサー加工場が指定管理者の制度を設けまして、指定管理者に選定された会社は大宜味村シークワサー振興組合。ところが、まあこの会社は経営状態があまり芳しくないというふうに見えますけれども、選考委員会としては公募をしてやったということですが、その辺から現状をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○ 議長（宮城功光） 村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） それでは、ただいまの宮城 武議員の指定管理者制度と選考委員会についての御質問にお答えをいたします。

これは平成15年の地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、公の施設についてはこの法律の施行後3年以内に指定管理者制度を導入する必要があるということでございました。村では平成17年4月1日に大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例を施行し、さらに大宜味村特産品加工施設の設置及び管理運営に関する条例並びに大宜味村特産品加工施設管理運営規則を改正し、大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例や、大宜味村公の施設に係る指定管理者設置要綱に基づき、公正な手続を踏まえ、平成19年4月から加工施設の管理者として大宜味シークワサー振興組合を指定管理者に選定いたしました。

しかしながら議員も御存じのように、前委託管理者から施設管理者の変更に係る流れについて異議が申し立てられ、施設の引き渡しができず、指定管理者による施設の運営がされませんでした。この間、シークワサーの需要が下降気味になったことや、社会全体における景気の悪化から、今年度の運営開始時には当初計画時点とは状況が変わり、計画を見直さなければならなくなりました。村としては、産業振興と地域活性化につながる地元企業の支援は必要と考え、雇用の助成や販売促進等の支援を行い、指定管理者の積極的な自助努力を期待するとともに、早期に安定した経営ができるよう効率的な運営の促進を図ってまいります。

○ 議長（宮城功光） 6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） この指定管理者制度を公募という形で。ただ私、一般質問その他の場所でも、その都度皆さんには伝えてあると思いますが、現在かなり厳しい状況と。特に今村長の先ほどの答弁の中に地元の企業を優先するといいますか、手助けするという言葉がありましたが、大宜味物産振興会の現住所は大宜味村内だったんじゃないかなと思います。その点は置いといて、一番私がこの質問をし

ましたのは、選考委員会、公募した際に団体でもない任意の団体と。そして、その選考委員会の皆さんというのは、メンバーというのは課長クラスの皆さんですね。業績も実績も経営基盤もはっきりわからないところを公募に選定したんですが、果たして現在の状況、前回の今年の臨時議会の際に、その役員、代表責任者の方が、課長クラスの皆さんは聞いていないと思いますが、村長、副村長を目の前にして、「予算がありません。技術もありません。販売する力もありません」そしてもう一言、「もしかわる企業があれば、いつでも私たちはおります」と。これは議員の皆さんも聞いています。これ大きな問題ですよ。村長、副村長を目の前にして、そういう言葉を発する。企業としては考えられない無責任な言葉ですし、それを選考した、私は当初から皆さんにも伝えているように、実績を重視、資本的な部分、将来性そういうのもかんがみて、やはりそういう企業を公募の中から選定すべきではないかと。順調に動いていない。確かに経済的、あるいは世の中の動きでシークワサーの部分、動きが鈍いという部分は確かにあります。でも、民間であれば2年であろうと3年であろうと、目標があればそれに対して邁進するのが通常の間企業であります、シークワサー振興組合のほうは、皆さんも御存じのように、はっきりと先ほどの言葉を述べているわけです。それに対して選考委員会のメンバーを代表しまして、副村長は選考委員長だったと思いますが、答弁をお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） 基本的な見解につきましては、先ほど村長が回答したような基本的な見解でございますが、今言ったように選考の中で任意団体とか、あるいは実績がないとかというようなことがありましたが、これは公募の中では、そういったものは制限してなくて、法人及び団体というようなことでこれは選定してございます。そして今後の運営に当たって、どういう見通しがあるかというようなことにつきまして、確かに課長クラスのメンバーで選定しておりますが、出された事業計画の範囲内で、25項目にわたってのそれぞれの点数、ウエート制度でそれなりに今、例えば地域に貢献とか、あるいは将来の継続とかというようなことが中心に検討されましたけれども、そういった中でこの前の全員協議会の中で資金繰りが厳しいとか、大変場合によっては一応かわりたいとかという話が出たことについては、私たちも非常にこれは遺憾に思っているところなんです、今後この事業体はどの事業体でも、今回はまだスタートして、このシークワサーの生産状況が非常に変わっている中で、こういった悪い時期において一応スタートしてきております。まだテストの段階が過ぎているということで、今後本格的な周年の展開はこれからだと思いますので、もう少し経営の状況については皆さんも状況を見守っていただきたいなと思っております。それについて先ほどの施政方針の中でも、村長から特産品の加工施設の運営につきましては、指定管理者の積極的な自助努力を期待するということがありまして、早期に安定した経営ができるような効率的な運営の支援を促して農家の所得につなげていきたいというような施政方針に沿って、加工場の健全化に向けて、今後調整していきたいという考えを持っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議長（宮城功光） 6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） 確におっしゃるとおり、今後とも我が村としてもシークワサーの発展というのは、これは村のためでもあります、一番逼迫してあります農家の方々のためになると思ひます。ぜひ頑張ってくださいと思ひますけれども、当時ですね、平成19年3月の定例会で可決されて、今の現状に至っていますけれども、いかんせんこの経営の中で100トン前後の搾取量では、企業としては非常にマイナス面が多いと。逆に現状で、今現在このシークワサー振興組合の維持管理費という部分を

見るだけでも、大変危惧しているわけです。もちろんさまざまな、当初の予定の中では支援、あるいは資金、そういうのものもありますということで村のほうからの答弁でありました。企業、技術関係もある団体からの支援をもらおうと。資金に関しても、県、その他の国庫関係から予算をつくるという説明を受けまして議員の皆さんも賛成したと思いますが、現実ですね、今厳しいということは、本人たちがこの間おっしゃっていました。そういう面で、その公募をして協約を去年結んだと。結果としては確かに1年、2年ですね。四、五年は見守らなきゃいけません、その間に同じ村民がもしかしたらとんでもない借金を抱える可能性もあります。その辺の部分もですね、民間に関しての経営に関しては、執行部はタッチはできませんが、しかしながら、工場への投資は大宜味村は相当やっています。裁判費用だけではない部分で。そういう部分でも指定管理者というものに対して、ぜひとも指定管理者のこの規定ですね。そういうものを再度見直す必要があるのではないかと。規定、規約でその公募される方々のいかなる財政事情か、その辺までもやはりある程度課長クラス、選考委員の皆さんはしっかり認識し、担保を取るぐらいの規定をはっきり設けたほうが、今後とも発生するであろうこの指定管理者制度の活用に関しては、ぜひとも必要だと思しますので、その辺についてのお考えをお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 副村長。

○ 副村長（宮城重徳） 指定管理者制度につきましては、一応これは法律の制度に基づいているものでございまして、そして公募の要領につきましても、標準的な指導の中で他の市町村のものをモデルにしながら、大宜味に合ったチェックの仕方ですとやっておりますので、今後の公募につきましても、この標準的な制度というものは一応踏襲しなければならないと思っております。それで今おっしゃったように、健全化に向けての支援体制については、ぜひ皆さんの助言と御支援をお願いしたいと思います。我々担当のほうも全力を傾けて、その健全化に向かうことをどうにか調整を向けていきたいと思っております。ただ、あくまでも事業体でございますので、事業者の自助努力というようなものがあっての中でのこの支援ということになりますので、そのあたりは当事者にも御理解、わかってもらう方向の協定の範囲内での指導の監督をやっていきたく思っておりますので、今後ともひとつよろしくお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 議員の質問は既に3回になりましたので、会議規則第55条の規定によって、特に発言は許しません。

これで、指定管理者制度と選考委員会についての質問を終わります

次に、大宜味村農業委員会について。宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） 大宜味村農業委員会について。平成22年、村議会へ大宜味村農業委員会の正常化に関する陳情書、そして添付された書類などを参照しながらお伺いしたいと思います。

この陳情書、先ほどの金城議員の発言、一般質問のほうでも、もうその陳情文書は読まれていると思いますので、そのままお伺いしたいと思います。さっきの陳情書で掲げた事項について、ぜひ農業委員会の見解をお伺いしたいと思います。

それから2番目に、農業委員会の役割、権限。そしてこれは私、選挙人名簿ですね。そしてそうでない被選挙人名簿の違いをお伺いしたいと思います。

3番目に、農業委員会の委員は選挙によって選出されますが、農業従事者に対しては公平、公正に指導や情報提供、時には公の立場であると考えられるために、やはり気づいた時点でみずからも律する気持ちは必要と考えるが、農業委員会のほうではいかがお考えでしょうか。

そして4番目に、その農業委員会の予算というのは村当局から支出されていますが、選挙、一番大事な選挙の投票日において、その被選挙権を有さない者が当選ということで、村当局としては支払いをしています、それに対しての違法性についてお伺いしたいと思います。4番目の質問のほうには、村長のほうの答弁をお願いできればと思います。以上です。

○ 議長（宮城功光） 休憩いたします。

（午後 2時24分）

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時25分）

○ 議長（宮城功光） 一般質問をそのまま続けます。

答弁を求めます。農業委員会事務局長。

（新城 寛農業委員会事務局長 登壇）

○ 農業委員会事務局長（新城 寛） 宮城 武議員の御質問にお答えします。

まず、さきの陳情書に書かれた事項についてどうお考えかということなんですが、先ほども金城議員御質問のところでお答えしたとおり、農業委員会としても妥当だという判断を下して選挙を行っているわけでございます。そこについては、そういうふうに御理解いただきたいと思います。

次に農業委員会の役割と権限について、そして認定農家についての御質問ですが、あと農業委員会の役割についての話になりますと、大きく4つの役割があると考えております。まず優良農地の確保と有効利用への取り組みです。次に認定農業者、認定農業者と担い手の確保と育成の取り組み。さらに農業経営の支援への取り組み。そして情報提供活動、そういったものがあります。権限につきましては農地法の許可、届け出、条例の履行状況の調査や確認等の権限があります。ここで述べられている認定農業者についてですが、認定農業者というものについては、認定農業者制度がありまして、その制度については農業改善を図ろうとする農業者が策定した農業経営改善計画を市町村が認定する仕組みであります。その認定した農業者に対して、国の支援等が重点的に行われるというものが認定農業者ということになっております。

さらに農業従事者に対して公平、公正に指導や情報等、時には公の立場であると考えられるため、みずから律する気持ちも必要と考えるがどうかという御質問に対して、議員が言われるように、当委員会においても公平、公正な業務を遂行するということが、我々農業委員会における業務だと認識しております。以上です。

○ 議長（宮城功光） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの宮城 武議員の大宜味村農業委員会の正常化に関する陳情書の中の4点目のこの予算執行についてでございますが、この予算につきましては、農業委員会の予算は一般会計で6款1項1目農業委員会費の中に措置されており、執行に当たっては適正に予算執行されているものと考えております。

○ 議長（宮城功光） 6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） 特に4点目の予算に関しては適法ということの答弁でしたけれども、まず再度お伺いしますが、今回この大宜味村農業委員会の件についてここまでトラブルしている理由がですね、選

挙当日において、もちろん農業委員会は認めましたが、正式には県の選管の裁決のほうではですね、資格がなかったというふうに述べられています。この異議申し立ての部分ですね、前回県の選管にお伺いしたのは、たしか選挙についての無効かどうかでしたね。これは当時、当選の無効については判断できないというふうにこの陳情文書のほうにはあるんですが、要は選挙は有効ですと。ただし被選挙人が、選挙人名簿に記載されない、あるいはその資格を持たない者が今回は当選していると。8月の段階です。それを先ほどの答弁では、農業委員会のほうは認めますというふうにおっしゃっていましたが、これはものすごい矛盾している点ではないかと思えます。そして、また本人たちがもし知らなかったとしても、ある方はもう前任の、農業委員会の委員長であったと。ということは、その知識、意識は確実にある方だと思えますし、またもう一方の場合は、また皆さんのOBでもあられますね。事務局長も、農業委員会の事務局長も業務をされたということで、その方々の2点についてですね、すごい不思議なことが、例えば農地法でたしか森林、あるいは山林を伐採すれば届け出が必要になるはずなんです。そういう手続もやっていなかったと思えますが。

そして袋小路、現実的にはあるお1人の方は袋小路であるからできなかったと。土地所有で村の払い下げの土地を有効利用できなかったと。しかしながら賃借して農業をやっていたと。それを農業委員会は認めると。矛盾、おかしくありませんか。自分、自己有地があれば自己有地を開墾し、それで足りない場合に賃借をする。流れとしてはそういうふうになっていると思えます。この私の今の質問の答弁を求めます。

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

（午後 2時34分）

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き一般質問を進めます。

（午後 2時36分）

○ 議長（宮城功光） 答弁を求めます。農業委員会事務局長。

○ 農業委員会事務局長（新城 寛） 先ほど御質問がありました、まず伐採の件についてお答えしたいと思えます。

ある立候補者が森林伐採の無届けということで、その分につき被選挙権、選挙権の有無でないという話であると理解しておりますけれども、そこについては森林法、その中で普通林地域でございます。そこを無届けで伐採したものについて、禁錮刑以上の刑を処することはできず、農業委員会選挙立候補において禁錮、もしくは過料の部分のものがああります。そこに該当しないため、無届けで伐採を行っていても、その中で選挙権、被選挙権は有すると。

一つ自分の土地を、前に金城議員にも述べたように、平成18年、山林及び原野を購入しております。その中で農地としてではなく、戦後間もないころ農地としてシークワサーがあつたというふうに本人の答弁からというか、説明の中でもあります。その後数年にわたり、数十年にわたり耕作放棄地、畑ではないというふうに理解しております。その中で平成18年、自分の土地として所有をしております。その後、自分によりその開墾を行い、10アール以上、農家としての10アール以上の農地の確保ができた時点で選挙権、被選挙権に対して申告を行っております。それが平成20年1月1日において申告されたものと確認しております。ですから無届け伐採については、そこについては違法性はあると思えます

が、それとその伐採地域において特別地域ではない。そこら辺の観点からも考えますと、立候補し選挙権、被選挙権に何ら影響がないことを我々の再調査の中でも、そこは確認しております。

それとあと1点に、県広報紙によりその兩名の被選挙権については無効ではないかと。先ほども金城議員の段階でお話したとおり、農業委員会が、我が委員会ではありますが、1月9日付で回答したところで、一つ一つの回答の中からはいろいろ出てきていると思います。その中で前にもありましたように、この(2)のウですか。その中に、これらの回答からすると、これらの回答。先ほども述べましたが、これらの回答、すなわち農業委員会の回答であるわけです。我々も再度、金城議員が再度見直す、見直すというか確認するというのはおかしいという判断じゃないかというふうにありましたが、やはり現実をもう一度確認をする。確認をして、それを事実を伝える。そういうことにおいて、もう一度確認しております。事務局並びに事務局長、さらにはそういうことを県の農業会議所というのは農業委員会のさらに上に立つところでもあります。そこでもって確認をしながら、その部分について最終決断ということで我々はきょうの説明にも臨んでいるつもりです。

ここにも、県の広報紙にもあるんですが、この本件の申し立ては、あくまでもこの選挙の効力に関する異議決定に対する選挙の無効を争うものであると。選挙無効に関する異議決定をした場合は、ここの当選の効力について裁決することは違法であるというふうに、裁決は行っていないと。ここの中でも、もし異議申し立てがあれば、そういうことを判断する材料になっていたかもしれないというような、ふうな文の書き方だと私たちは理解しております。その中で主文の2つを我々は重く受けとめてやっております。その中で新たに、新たではないんですが、その平成20年1月1日現在の申告書、さらにはそのものについて農業委員会委員10名の意見を尊重し、確認をした段階で我々はあると。さらに再度確認をした結果、疑義が生じている部分に関して大丈夫だということで、2名の当選については現状のまま期限内執行していくと、そういうふうな判断をしております。

○ 議長(宮城功光) 6番 宮城 武議員。

○ 6番(宮城 武) そうですね、選挙の無効の部分のものに関しては確かに決断が出ていると。ただし、その際なぜ選挙のみの、多分この方は出したと思いますが、当選の有無に関しては問い合わせがないものですから、選挙に関しては回答はしていますが、県の選管のほうにですね。当選に関してはできないと。なぜなら、当選の有無に関しては、無効かどうかに対しては質問されていないので、それに答える必要はないと。ということは、県選管のほうでは判断できないという形で皆さんのお手元には入っていると思います。

しかしながら皆さんの、農業委員会の皆さんはこれ、県の農業会議所ですか。その裁決の事後処理ですよね。事後処理の後の確認で選挙権が認められるということになっていますよね。当選の部分ではなく、8月20日を基準にしていなくて、翌年の判断でそういうふうに出しているはずですよ。皆さん、それは聞いていないと思いますけれども、その農業会議所のほうに。それについて1点ですね、8月20日時点の判断なのか。それとも事後処理後の翌年の農業会議所の判断。それであれば、もちろん農業会議所のほうもオーケーですよと言うでしょう。しかしながら、8月20日時点の書類であれば、それは不可能という判断になると思います。

農業委員会ですね、大宜味村が将来による、今後ですね、一番大事な一次産業、農地、その他先ほどの役割と権限等を事務局長がおっしゃっていましたが、ぜひそのためにも正すべきはですね、正していただいて、私も当人をよく知っていますし、お2人の方も頑張っていると思います。ただ、いかんせん

書類、その他の部分で不備が発生すると。いかに経験があっても。その基本が、その原因が農家台帳ですか、大宜味村はまだまだ整備されていない。それが原因のもとになっていると思いますので、今後のこの農家台帳に対しての方向性、そして皆さんがこの8月の段階でこの2人は有資格者ではないというふうに判断して、その後の処理をどういうふうに農業委員会としては解決したのか。本来であれば、農業委員会2分の1で裁決ができたはずです。それを農業委員会の皆さんは、この2人は有効というふうに認めたということですから、農業委員会に対しても村民からですね、非常に疑義が生じているのではないかと。今後どのように説明していくかお伺いしたいと思います。以上3点、お伺いします。

○ 議長（宮城功光） 農業委員会事務局長。

○ 農業委員会事務局長（新城 寛） まず1点目に、この8月でもって確認をしたかという話なんです、そうではなく、金城議員にもお答えしているようにですね、まず平成、1人目のお一方については平成14年に農業委員会のほうに賃借許可、書類を提出しております。その中で賃借許可を受けており、その分については何ら問題ないと。先ほども言いましたように、私有の土地、私所有の土地をですね、本来耕して、その後新たな土地を求めるとい話がありますけれども、その中で袋路になっていて、その分耕作ができないと。民法上通れるような話もありますが、その部分についてはなかなか折り合いがつかず、現在に至ってもまだ耕作のめどが立っていないと。そういうところで、毎日の営農が果たしてできるものかどうかという話の中で、農業委員の皆さんはですね、平成14年にそういうことであれば借地を許可するわけですから、そこでもって営農を営んでくださいと。その中で下限面積の20アールを超えているということで、農業者としての選挙権、被選挙権があるということでもあります。

あと1点、あと1点というか、農家台帳の件についてはですね、今回の選挙とは、基本的には農家台帳と申告書と、基本的には別の書類であります。あくまでも申告制でありますので、平成20年1月1日のところでですね、本人からの申告により、それを農業委員会の総会にかけて農業者のこの選挙権、被選挙権、それを確認する一つの手段として農家台帳、そういうものがあります。確かに農家台帳の中には議員おっしゃるようなデータ等もございます。ただし、新規部分については入っていない部分もあります。あくまでも選挙については申告、選挙人名簿、調整書の申告が基本で、それをもとに選挙権、被選挙権の有無が生じていると。いろいろ農家台帳について、現在不備があるというふうに皆さんの前でもお答えしておりますが、そこについては予算等もとりながら現在やっております。その部分については近々修正をかけ、皆さんの前で報告できるかと思います。

もう1点、じゃあその後確認、確認というかそれをしたんじゃないかということです。その部分につきましては、農業委員会のこの委員選挙のとき、要するに平成20年1月1日には農業委員会でもってかけております。その当時、その日にあるというふうに各農業委員の、各担当の委員がそれを確認をし、この申告書でもって確認をしているわけです。しかも1名については、平成14年の農業委員会にかけて、それは許可を受けています。さらにもう1名につきましては、登記簿謄本等の確認をし、平成18年には所有権が移転されております。その段階で両者とも平成20年1月1日には営農を営んでいると。そのことから、被選挙権がない、選挙権がないというふうな判断ではなく、その当時、平成20年1月1日には耕作を営んでそういうことをやっているということでもあります。

事後処理についてはですね、当農業委員会、すみません、農業委員会のほうからですね、そういうことがあれば自己申告をしていただかないとなかなか農地になっているという部分がわからないと。それと農家台帳に載せるため、載せるためにですね、4条申請でしたかね、3条申請だったかちょっと確認

はとれていませんが、その部分をこちらの指導のもとで出してもらったと。こちらからです。農業委員会からです。ただし、先ほど言ったように、平成20年1月1日には実際耕しているということが選挙権の有無に影響があるということです。事後処理ではなく、その平成20年1月1日現在において、本人の申告によってやっている。その分、農業委員の中で議論、議論というか確認をとり、そこでもってやっているという事態は現実なんですね。そこの現実を抑えての選挙権、被選挙権の有無だと考えています。御理解いただけたでしょうか。

- 議長（宮城功光） これで、宮城 武議員の質問を終わります。
これで一般質問を終わります。
大変御苦労さまでした。
-

◎散会の宣告

- 議長（宮城功光） 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

（午後 2時57分）

平成22年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 平成22年3月9日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成22年3月9日 午前10時00分)

散 会 (平成22年3月9日 午前11時18分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員	大 城 佐 一	6 番議員	宮 城 武
2 番議員	新 城 一 智	7 番議員	具志堅 朝 秀
3 番議員	友 寄 景 光	8 番議員	平 良 英 勝
4 番議員	東 武 久	9 番議員	平 良 嗣 男
5 番議員	金 城 勇	10 番議員	宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	島 袋 義 久	建設環境課長	新 里 政 雄
副 村 長	宮 城 重 徳	会 計 課 長	山 城 文 子
総 務 課 長	島 袋 幸 俊	教 育 長	平 良 宏
財 務 課 長	神 里 富 松	教 育 課 長	友 寄 景 善
住民福祉課長	宮 城 博 俊	農 業 委 員 会 事 務 局 長	新 城 寛
企画観光課長	島 袋 一 道	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	島 袋 幸 俊
産業振興課長	新 城 寛	監 査 事 務 局 長	宮 城 豊
シークワサー 振 興 室 長	山 城 均		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	同 意 第 1 号	教育委員会委員の任命について	質 疑 付 託 省 略
2	議 案 第 3 号	平成21年度大宜味村一般会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
3	議 案 第 4 号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
4	議 案 第 5 号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
5	議 案 第 6 号	平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
6	議 案 第 7 号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	質 疑 委 員 会 付 託
7	議 案 第 8 号	平成22年度大宜味村一般会計予算	質 疑 委 員 会 付 託
8	議 案 第 9 号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	質 疑 委 員 会 付 託
9	議 案 第 10 号	平成22年度大宜味村老人保健特別会計予算	質 疑 委 員 会 付 託
10	議 案 第 11 号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	質 疑 委 員 会 付 託
11	議 案 第 12 号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	質 疑 委 員 会 付 託
12	議 案 第 13 号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	質 疑 委 員 会 付 託
13	選 挙 第 1 号	選挙管理委員及び補充員の選挙	

◎開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎同意第1号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第1 同意第1号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
同意第1号 教育委員会委員の任命については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。
本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）
- 議長（宮城功光） 挙手全員です。
したがって同意第1号 教育委員会委員の任命については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（発言する者なし）
- 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから同意第1号 教育委員会委員の任命について採決いたします。
本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）
- 議長（宮城功光） 挙手全員です。
したがって同意第1号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。
-

◎議案第3号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長（宮城功光） 日程第2 議案第3号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。
9番 平良嗣男議員。
- 9番（平良嗣男） それでは一般会計補正について、ちょっとお伺いしたいと思います。
5ページの繰越明許費の中で、6款1項農家基本台帳調査委託料192万5,000円が繰り越しということになっておりますが、そこでちょっと聞きたいのですが、これまで農家台帳に対していろいろとお聞きをしてきました。その中において、今年中に終わると約束をしたと思います。それでこの基本になる基本台帳ができていないということ、これは各農業委員の皆さん方へ調査をしていただき、もとの基本台帳をベースにし、見直しをすべきは見直しをして、やるということを各委員が行ってきたと思うんですね。これがなぜこれまでにコンピューター入力ができなかったのか。この長い期間の間、台帳整理がで

きないというのはいかかると私は思うんですが、この調査ができなかった、この調査の項目にいろいろあるんですが、項目のどこに難しい点があるのか。なぜできなかったかと。そこら辺を簡単にいいからお願いしたいと思います。あとは担当を委員会に呼んでもらいたい。必ず呼んでください。そこで委員会でちゃんとやりますので、課長からは簡単にいいから説明願いたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 農業委員会事務局長。

○ 農業委員会事務局長（新城 寛） ただいまの平良議員の御質問についてお答えします。

補正予算において192万5,000円の予算をつけていただきました。そこで10月ごろから農業委員等に説明を行いながら本調査を行ってまいりました。それで12月末をもって調査表等を回収したところ、不備があるということで再度調査を行ってほしいと、そういうことで繰り返しをするということであります。農家台帳のほうが今年度中に仕上がらない部分があるということで、我々として繰り返しを行い、最終チェックをして整備していくと、そういうことでの繰り返しになっております。システム上、大分時間がかかりそうということで、一つ一つ、今、1件ずつのエラーをつぶしているところです。それで若干の時間がかかっているということで御理解いただきたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） これはいろんな件で言い逃れはできるので、なぜこの長い間、こういうふうにはつたらかしてきかたかということなんです。業務のあり方であって、そこら辺をあなたは局長だから実際にやっている、本人にこれは聞かんといかないので、先ほど申し上げたように、委員会には必ず出席させてください。その中でいろいろ聞いていきたいと思います。これで終わります。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 産業振興課長だけで大変聞き苦しいんですが、6款2項4目13節、細節1新植造林の中止について、これは工事、林道もそうなんですけれども、ページは34ページです。よろしいでしょうか。新植造林の中止ということで、当初予算を計上した中の中止ということですが、減額、これはどういう理由で中止になったのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 新植造林の中止ということですね、予定としては当初、石山の運動場、そこを予定しておりました。そこについては今後計画等があるかと、新植造林をした場合に今後の利活用がちょっと厳しくなるのかなと思ひまして、その分を変更していただきました。基本的に昨年度、喜如嘉のほうで起こったような天然木を切つての造林、皆伐をしての造林を避けたいということで、ほかの地区に移動は行いませんでした。以上です。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） この新植についても今後あるかと思いますが、造林についてもどういう木、種類を予定するのか、その辺をもし今、検討している段階でもよろしいですので、どういう種類の木を造林するのか、もし案があれば、案を持っていただければ教えていただきたいと思ひます。

○ 議長（宮城功光） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） これまでいろいろ板地とか、造林をしているわけですが、クヌギについては、以前にもお話ししたとおり、シイタケ栽培、それに向けていい木だと聞いております。そのクヌギを含めて、クヌギについては沖縄にはなかなかないものですが、基本的には沖縄に自生している原

木とか、それを基本に考えてはいます。シイタケにおいては、そのクヌギのほうが数倍上だということで、クヌギを植えているわけですが、基本的には先ほども言っているように在来種というか、沖縄のものを植えていくと。その中で植える木について県のほうでの指定があります。そこの中から選んでやっていきたいと考えております。以上です。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 今、植える種類については県の指定があるということであるんですが、やはり将来的に長い目で見て木材、もともと切り出しで、木炭も含めて薪にしたり、そういう経済活動も行ってきた山々もありますので、シイタケについてはくずを固めてそういう栽培方法とかも確立されて、原木を切り出してまで採算が合わないとかいろいろあるようですので、しっかりその辺は専門家の意見も聞いて、種類の選定についてはやっていただきたい、また区域についてもやっていただきたいと思いますが、その辺、答弁もらって終わります。

○ 議長（宮城功光） 産業振興課長。

○ 産業振興課長（新城 寛） 今後の造林事業につきましては、あらゆる面から考えながら、最適な造林をやっていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

（9番 平良嗣男議員 登壇）

○ 9番（平良嗣男） ついでにその前にやるつもりだったんですけども、大変申しわけございません。

1ページの歳入の繰入金、他繰入金に関連してちょっとお伺いしたいと思いますが、国保の補正予算の3,000万円余の繰り入れがありますね。どうも、私は国保にはこれまで委員もしていろいろ勉強したつもりだが、大変国保は難しく、どうなっているかなと本当にわからないわけです。3,000万円余の繰り入れがあるんですが、税収も大変落ち込みがあるだろうと思うんですが、その税収の落ち込みだけじゃないと思うんだが、なぜこの3,000万円を繰り入れして、また新年度の予算と関連するんですが、まず今、補正ですから、補正予算での3,000万円の繰り入れ、これがどう…。この前にちょっと聞きたいんですが、国保は国保委員会というのがありますよね、国保委員会があって、委員会の中に補正等を行う中においても委員会に提起して、委員会で論議しないといかないですよ。そういう委員会を持っているのかどうか。まずこれから聞きたい。ちょっと休憩をお願いします。

○ 議長（宮城功光） 休憩します。

（午前10時13分）

○ 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時13分）

○ 議長（宮城功光） 答弁を求めます。

住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城博俊） ただいま平良嗣男議員の委員会を持ったかということでありまして、今回、ちょっと補正と当初の予算の提出がおくれまして、今回の3月定例会の議案については持

たれておりません。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） やはりちゃんとした委員会があるので、そこで提起して、それから議会上げるのが筋であって、そこら辺をちゃんとやっていかないとかがと思うんです。委員を無視してはいかんですよ、そこら辺はちゃんとやってもらいたい。それとその3,000万円の繰り入れの根拠、そこら辺をちょっと説明してもらいたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城博俊） ただいまの質疑にお答えしたいと思います。

国保について、主な流れですね、平成19年度から20年度にかけての変更点ということで挙げたいと思いますので、それから説明します。平成19年度から20年度にかけて、国保関係やら老人保健関係、老人保健が平成20年度からなくなったということですね、2番目に後期高齢者医療が創設されたということですね。それから65歳以上の退職医療者は一般国保へ、75歳までは退職に入れたものが、65歳以上は退職の方は一般のほうに行くということで。それと4番目に特定健診、特定保健指導が開始されたということですね。それと後期高齢者支援金の創設に伴う国保税支援分の新設がありました。それと前期高齢者支援金の創設ということで、6点ほどわかっているものを挙げたんですけれども、それに伴いまして、平成19年度から20年度にかけての歳入、今、主なものとしてこっちが計算したものです。歳入が一般国保税が1,300万円ほどの減があります。それと一般支援金国保税、これは後期高齢者医療に払う国保税ですね、これが新設された1,600万円ほどの新設費があります。国庫支出金、これが3,300万円の減となっております。支払基金交付金、これは1,000万円の増となっております。繰越金が800万円ほどの減となっております。平成19年度から平成20年度にかけての全体を合計しますと、歳入が2,600万円ほどの減となっております。それと主な歳出、これは退職の方が65歳以上です。一般に来たものに伴うかと思うんですけれども、ちょっとまだ分析していないのははっきり言えないんですけれども、一般療養給付費2,900万円の増、一般高額療養費2,700万円の増、支援金がこれ新設されて5,500万円の増、老人拠出金8,800万円の減、全体としまして、歳出は150万円ほどの減となっております。トータルしまして、歳入が2,600万円ですから、歳出が150万円ですね、トータルしまして2,500万円ほどの減となっております。それと平成20年度から21年度、これは詳細を省きますので、歳入の減ですね、平成20年度から21年度、3,800万円ほどの減となっております。歳出の増ですね、これが1,900万円ほどの増となっております。以上で説明を終わります。

（発言する者あり）

○ 住民福祉課長（宮城博俊） 細かいことで、ちょっと説明、要するに要素を説明しないとわからないかと思ひまして、細かく説明したんですけれども、歳入の減と、歳出の増、要するに制度が変わりましてそういったものが主な原因かと思われまます。以上です。

○ 議長（宮城功光） 9番 平良嗣男議員の質疑は3回になりましたので、会議規則第55条の規定によって、特に1回発言を許します。

○ 9番（平良嗣男） 大変ありがとうございます。

ちょっと気になって、今、新聞でも騒がれている2008年度の制度改革がありましたね、この導入によって前期高齢者交付金、その要因で県内の市町村が大変財政が圧迫して、特に那覇市などが大変大きな問題を抱えているんですね。国保財政が急激に悪化したということであるわけだが、それとの関連が

あるのかどうか。そういう要因がありますか。これには関係ないと思っているのだが、どうなのか。そこら辺がちょっとわからないものだから。今、国が申し上げているのは特別調整交付金というのが補てんされるようになっていきますよね。今の新聞で騒がれているこの件は、退職者交付金を2007年度と、前期高齢者交付金の2008年度、この差額分を補てんするということになっているんです、半分は。これとの関係があるのかなど。これと関係ないんじゃないかと思っているのだが、どうなのか。私は頭が悪いものだから、わからないものだから、ちょっと聞きたいなと思っております。答弁をもらってあとは委員会でやりますので、これで終わります。

○ 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城博俊） ただいまの新聞を賑わせている退職者医療等関係ですね、それと支援金、前期高齢者支援金の関係で、今担当に確認したところ、大宜味村にはそんなに影響がないということで、国の特別調整交付金の対象にはなっていないということです。以上です。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 税についてちょっと質疑したいと思いますが、補正予算を見ると、村税が個人のもので180万円、固定資産税で880万円ということで、これも調定見込額の減額とありますが、当初の見込額の間違いだっただのか、これは徴収不可能な金額だったのか、その1点。

あと住民福祉課長、10ページにある保育料の階層区分の変更によるとありますが、もう少し詳しく説明を聞きたいと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 議長（宮城功光） 財務課長。

○ 財務課長（神里富松） ただいま大城議員の質疑に対してお答えしたいと思ひます。

まず1ページ、1款村税、1項村民税があるわけですが、こちらについては、当初、平成21年度予算を組む際に調定額を計算して出しているわけですが、実際に調定した分と当初見込んでいたものとの差がありまして、徴収率は同じような書き方をしています。95%見たわけですがけれども、調定そのものが落ちてますよということで減額になっています。その下の2項固定資産税、これについては当初95%で見えています、固定資産税もですね。平成19年の暮れに売買がされたホテルの固定資産税なんです、こちらについてその後の所有者から税法という徴収猶予というのをつい最近出してきました、それを猶予に値するかどうかということもうちのほうも勉強しながらやったわけですが、この補正で猶予がもしあった場合には、徴収できないということもありまして、この分を見込んだ形で落としてあります。実際には県のほうにもちょっと御教示願ひたいということでお願ひしてやった結果は、猶予には値しないということであるんですが、今、徴収のほうも最終の詰めで、もう差し押さえのほうまでやろうということでその手続の段階にとっています。もしこれがとれた場合は、実質上は予算では上回ってしまうということにはなるわけですが、ただ、猶予が出されたときにちょうど補正予算を組んでいるところでありまして、その点で、この分は、もし猶予が通った場合はもうないだろうということで落としてありますので、御理解いただきたいと思ひます。以上です。

○ 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城博俊） ただいまの大城佐一議員の保育料の階層区分の変更についてということで、階層区分の変更というのは、当初予定していた、例えば5階層とかありますよね、その階層が下がって、要するに個人から徴収する保育料が減ったということで、これのトータルが249万円になって

いるということです。以上です。

○ 議長（宮城功光） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） まず税のほうから、税は全体的に村税とか保険税も含めてですけれども、去年9月に税等の収納率向上対策本部設置要綱というのをやっているわけですが、これは平成21年9月1日から施行するというので、大変その税収をアップするために村三役を初め、課長をもって頑張るといってその要綱もつくったと思います。そういう税率アップのためにこの要綱を設置したときから、今までどのような活動をしてきたのか、こういった会合もまた開いてきたのか、これからは決算に向けて不納欠損が出ないような取り組みをなされているのか、全体的な税の徴収のあり方について、この要綱についての見解をお願いしたいと思います。今、住民福祉課のものは、これは申し込みの時点ではこの辺の査定はできないのか。途中からこういうふうに変ったのか。あと1点これ、申し込みの時点での査定があると思うんですが、その辺ではわからなかったのか、その辺の点をお伺いしたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城博俊） 先に保育料の件から答えます。

これはあくまでも予算というのは予想ですから、実績ですね、徴収というか、募集をかけて、この方が収入明細とかをとってからしか判定しないものですから、要するに予算の予想と実績とは差があるということで、今回の減額の補正ということになっております。

○ 議長（宮城功光） 財務課長。

○ 財務課長（神里富松） 徴収対策委員会等の話なんですけど、実際にまだ1回も運営はしていません。今、資料をつくってまして、過去の徴収率とかを持ってきて、おのこの徴収の目標をつくっていただいてやっていこうかということで、その資料を作成中であります。それで私たちのほうに住民税、あるいは固定資産税のほう、こういったものが徴収に対しては各個人個人の状況とか、そういったものも把握のほうはうちのほうでやっているのが多いだろうということで、その資料の提供とか、そういったものをうちのほうから流しながら、一緒に今後やっていこうということで、準備の段階でやっております。以上です。

○ 議長（宮城功光） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） せっかく税の収納率をアップするためにということで設置しているわけですから、今度の村長の施政方針の中で、国保税の中で税を改めなければいけないと施政方針の中にもあるんですが、まずはみずから一所懸命、徴収するようにみんなで頑張っていると。頑張った中で、そういう税が徴収できなかった中でアップをするということであれば村民も納得すると思いますので、今後、この要綱をよく生かして、本当に不納欠損の少ない決算が出る方向を願って質疑を終わりたいと思います。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） おはようございます。まず11ページの、これはシークワサー振興室です。収入の部分でのシークワサー加工施設運営主体使用料の減額112万円になっています。こちらのほうの説明をお願いしたいと思います。

続きまして12ページ、住民福祉課、これは新しく出たものだと思います。子ども手当システム経費委託金ですね、これはどのような展開になるのか。

それと32ページの加工施設警備委託料が減額になっていますけれども、先ほどは施設の使用料の減額と、今度は警備という部分で、警備は加工施設というのは村の管理といいですか、村の持ち物でありますから必要になると思いますが、その減額と、今はこの警備、それから加工施設などは保険とか、そういう感じの部分では入っているのか。その辺をお伺いしたいと思います。

次に住民福祉課のほうで、インフルエンザが昨年度はやりましたけれども、インフルエンザの実績の部分で、かなり減額になっていますが、その辺の説明をお願いいたします。

○ 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城博俊） ただいまの宮城 武議員の質疑に答えたいと思います。

まず最初に、子ども手当システム経費委託金ということで、これは今度子ども手当ですね、そのシステムの開発にかかわる委託金ということで313万9,000円を計上しております。

それとインフルエンザにかかるものは、当初計上しましたのは、対象ですね、インフルエンザの接種対象のすべての方が受けるものとして計上したものですから、この実績に合わせて今回減額補正の計上をしております。

○ 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（山城 均） まず1点目の加工施設使用料の減額ということで、これにつきましては平成21年9月1日からの協定スタートということで、年間の日割り計算をしまして、9月1日からの使用料ということで計算しておりまして、112万1,000円、その前日までの分を減額しております。

あと加工施設警備委託料につきましては、この件につきましても、前委託管理者が設置しておりました、これは民間会社のセコムという会社の警備システムなんですけど、その件につきましては前委託管理者からの相談がございまして、これを新たに設置すると経費もかかる、また撤去するにしても経費がかかりますということで、継続的な活用はできませんかという相談がございまして、村としましても4月1日から新たな管理者がそういうシステムに、そういう管理に携わることがちょっと不可能ということを考えまして、流用でこの期間の施設の警備につきましますシステムの使用料ということで継続してきまして、その残額を補正したということになっております。

○ 議長（宮城功光） 6番 宮城 武議員。

○ 6番（宮城 武） インフルエンザに関してなんですけれども、実績が少なかったということなんですけど、周知徹底などで知らなかったとか、あるいは村外のほうでもう終わったという方もいらっしゃるんですが、その辺に関してはいかがですか。

○ 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城博俊） 何段階かありまして、優先接種が最初でありましてこれからまた一般の方も受けられますよということで、後から県のほう、国のほうが認められまして、村としてもやるようになったんですけども、これについてはちょっと一般の方で周知が足りなくて、まだこれは対象が、次年度も対象になりますので、これはまた追って改善を図っていきたいと思います。有線放送も使いまして、チラシも配りまして、これというのも余り強制できないものですから、本人の意思に基づくものですから、一応周知はしているものと思っております。以上です。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

○ 議長（宮城功光） 5番 金城 勇議員。

○ 5番(金城 勇) 16ページ、寄附金のほうですけれども、むらづくり応援寄附金と教育費寄附金がありますけれども、大変こういうことはありがたいんですけれども、今後、この資金をどう生かしていくかということで、その考え方をお聞きしたいと思います。

○ 議長(宮城功光) 財務課長。

○ 財務課長(神里富松) 今、16ページのむらづくり応援寄附金についてなんですが、こちらは寄附者の意思、うちのほうで申し込みをとる際に、何に使ってもらいたいということの選択ができるような形をとってあります。それでその寄附者の意思に沿った形で次年度の当初予算で組み入れて活用していくというやり方をとっています。それは1月から12月まで寄附されたものを、次の年の新年度予算でとって、年明けての1月から3月までのものですね、それは次の年のものになると。例えば新年度予算を組む際に予算要求が出て、ある程度12月までに各課からのものがほとんど出てきますので、それにどれに充てようかという形で、それをやるために12月までにしたものをということとやるような形で、そのために結い基金という形で、寄附者からの寄附は基金に積んでおいて活用していくこと。要は、はっきり言えば寄附者の意思に沿った形をとっていくという形にしてあります。以上です。

○ 議長(宮城功光) 教育課長。

○ 教育課長(友寄景善) 教育費、寄附金のことについてですが、これは歳出のほう、44ページごらんいただきたいんですが、その中の9目のほうに人材育成基金というのがあります、そのほうへ積み立てて運用しております。この中には普通貯金の積立金も入っております、寄附金と普通貯金の利子分が積立ということになっております。以上です。

○ 議長(宮城功光) 5番 金城 勇議員。

○ 5番(金城 勇) 1番目のむらづくり応援寄附金について説明がありましたけれども、寄附者が指定してそういうふうに使いたいということで、やっぱり支出してからの使い道の公表というか、例えばその寄附者が指定してもこれぐらいの金額でできない場合は積み立てて、プラスしてまた支出に回すとか、そういう考え方でいいのか。それから教育費寄附金のほうは積み立てに回すという話ですけれども、積み立てて後どう利用するかという話を聞いたかった話であって、そこら辺ももう少し具体的に考えがあれば聞きたいんですけれども、やはり一般質問あたりでもありましたように、とてもいい使われ方はしているんですけれども、今後、子供たちを中心の支出ではなくて、成人している方々もやはり基金が使えるようにできないか、そこら辺もまた検討されて、そのお考えをお聞きしたいと思います。

○ 議長(宮城功光) 財務課長。

○ 財務課長(神里富松) うちのほうで予算作成の際に、要求されてきた予算の中でどれどれに充てようかということは財政のほうで一応やっているわけですが、寄附者の意思に沿った形をぜひとらないといけないだろうということで、福祉に使っていただきたい場合は福祉のほうの予算の中で一般財源がかなり多いところとかですね、あるいはこの使い方が一番妥当じゃないかとかということを考えながら割り振りしています。ただずっとためて1回で捻出しようというところは考えていません。寄附者の意思もできるだけ公表していいのか、あるいは公表しなくてもいいとか、この申込書の中で公表してもいいか、公表しなくてもいいかという問いをつくってありますので、公表していいというところであれば広報紙に載せるようにしております。これは始まって2年目ですか、前回は載せましたので、公表は本人がやっていいというものについてはやるようにしています。以上です。

○ 議長(宮城功光) 教育課長。

○ 教育課長（友寄景善） 積立金の運用ですけれども、寄附された積み立てで、国債のほうに有利な資金運用をしております、今回も240万円の利子を見積もっております、これは使用方法については、人材育成基金の要綱というのがあります、この要綱に沿って活用していきたいと。例えばスポーツはもちろん、文化活動、社会教育関係、こういう需要があれば予算の範囲内で対応させていただきたいと。基本的には要綱に基づいて運用していきたいということでございます。以上です。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって議案第3号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第4号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第3 議案第4号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって議案第4号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第5号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第4 議案第5号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって議案第5号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第6号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第5 議案第6号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって議案第6号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第7号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第6 議案第7号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって議案第7号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長(宮城功光) 休憩します。

(午前10時46分)

○ 議長(宮城功光) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第8号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第7 議案第8号 平成22年度大宜味村一般会計予算を議題とします。
これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では平成22年度の一般会計予算について質疑を行います。

議長からもありましたけれども、簡潔にお伺いしますので、また予算委員会でやりたいと思います。まずは村長の所信表明の中から、住民サービスの部分なんです、住民福祉課の住民票とかの窓口の話なんです、6ページでしたか、すみません、準備不足で。6ページですね、行財政運営の基本政策の（4）のところ、村民もある程度周知されていることと思いますが、昼休みの住民票、印鑑証明書、戸籍謄抄本などの発行、事務の件です。これについては今昼休み時間、業務を行って住民も便利になっていると思いますけれども、これを就業時間以降、例えば7時ごろまでとか、延長もできないのかどうか。これは昼休みになかなか、ほかの名護とか、そういうところに仕事に出ていると来られないこともありますし、何か最近フレックスタイム制も導入されているような、画期的に行っているような市町村もあると聞いております、他県ではですね。ですから1時間、2時間の時差出勤、この窓口業務についてはですね。ほかの業務はまたそれにすると支障が出てくるとは思いますけれども、そういうものが可能かどうか、検討できるかどうか、まず1つですね。

87ページ、これは建設課関係です。村立診療所の建設工事、去る議員研修会においても我々は総務委員会の所属しているメンバーはまちなみ形成という観点、新しい結の浜に建設されるまちなみをどうしたいといったら、将来の子孫を含めて、将来の後輩なんかに残せるかということで勉強もしてまいりました。設計書などができていたら委員会のほうに提出していただけるかどうか、まず1点。

次、105ページお願いします。これは6款ですね、特産品加工施設の委託業務、これは雇用の部分と聞いていますけれども、その雇用が名目に値するかどうかというのもちよっと前回から疑問になっているところではあるんですけども、これは直接役場が委託して、個人と委託業務を提携しているのか、この辺をはっきり聞いておきたいと思います。以上です。

○ 議長（宮城功光） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城博俊） 新城一智議員の質疑、住民サービスの、今お昼時間にやっているものを、5時15分以降、7時までできないかという質疑ですけども、今現在、窓口、住民係を2人と、お昼のほうを私と交替で対応しているわけですけども、まず主に、私の見た感じからいいますと、12時から1時、対応としまして週に1週間5日見てですね、約四、五名ということですかね。1週間で見たら2日ぐらいが来たらいいほうと、後は来ないでずっと待っているという状態ですね。それで今の陣容では7時まですぐ対応できるかといったら、やっぱりこれは相当検討しないと非常に厳しいものがあると思います。2人体制で出張へ行ったりするわけですから、これを毎日7時まで開けるとなると相当の検討を要するかと思いますので、今のところは検討しますということで答えたいと思います。

○ 議長（宮城功光） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新里政雄） 診療所の設計図書の話ですけども、設計書の中身については、委員会を持ってつくってきております。ですので、積算もできておりますので、その辺を図面の閲覧という

んですか、そういう形になるのか、それともまたそこに意見を加えるのかということになってきますと、積算上とかいろんな問題がありますので、その辺のほうも検討していきたいと思います。

○ 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（山城 均） 大宜味村特産品開発委託業務ということで、まずこの委託業務という呼称につきましては、直接的な大宜味村雇用対策事業ということの、雇用に関する事業であります。これは県への委託、県からの委託を村が受けておりまして、県への申請に係る段階での単純な名称ではいけませんよと、含んでいますということでこういう呼び方をしてくださいという指導を受けまして、そういう呼称にしております。これにつきましては大宜味村雇用再生特別事業の要綱に基づきまして雇用効果の高い民間事業者に委託する事業ということになっておりまして、個人との契約ではなく、事業者との契約となっております。

○ 議長（宮城功光） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 特産品加工設置の委託業務について、あと1回だけ質疑させていただきたいと思います。

この委託業務、せっかくお金をもらってやっているわけですから、これ3名分と理解していますけれども、約250万円ずつの3名分で、3カ年の予定であるという理解をしています。特産品、シークワサー振興組合のほうに委託されて3名の方がそこで働かれているということですが、年間を通して仕事が忙しいときと、忙しくないときとやっぱりあると思うんです。1年間ずっと機械の整備だとか、管理だけで終わるのではなくて、ほかに何かそういう暇な時期といたらおかしいんですけれども、手が空いている時期にどういう活用を皆さんが行っていくように、行われるように、役場としてどういう介入が、権限を持っているのか、もしそれができるのであれば、やっぱり農家支援とか、なければ役場の人材の臨時的な忙しいところの手伝いとか、そういうのもできるのかどうか、この辺を答えていただきまして、質疑を終わります。

○ 議長（宮城功光） シークワサー振興室長。

○ シークワサー振興室長（山城 均） 確かにシークワサーの生産とか、そういうシーズンに限られてきておりますが、基本的にこの委託事業につきましては、加工施設における雇用の活用ということで考えられておりまして、この搾汁とか、そういったものがないときはジュースの充てんとか、それなりのフルシーズン加工施設の稼働ということで基本的に考えておりまして、ほかでの活用ということもまた要綱からもそぐわないと思います。そういうことで村としましても加工施設での製品開発、もろもろジュースのみの設備ではありませんので、その他の設備を使いました製品の開発等、そういったもので年間に雇用事業を最大限活用していけるような指導なり、そういったことをやっていきたいと思っております。

○ 議長（宮城功光） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって議案第8号 平成22年度大宜味村一般会計予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第9号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第8 議案第9号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって議案第9号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第10号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第9 議案第10号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（宮城功光） 異議なしと認めます。

したがって議案第10号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第11号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（宮城功光） 日程第10 議案第11号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって議案第11号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算については、9人の委員で構
成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第12号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第11 議案第12号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算を議
題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって議案第12号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算については、9人の委員で
構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第13号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(宮城功光) 日程第12 議案第13号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算を議
題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって議案第13号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算については、9人の委員で
構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長(宮城功光) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につ
いては、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思

ます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎選挙第1号の選挙

○ 議長(宮城功光) 日程第13 選挙第1号 選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員には平良 聰氏、金城良一氏、知念 章氏、金城清隆氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました平良 聰氏、金城良一氏、知念 章氏、金城清隆氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に補充員に仲原徳子氏、佐久川紀彦氏、我那覇宗徳氏、宮城広実氏、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました我那覇宗徳氏、佐久川紀彦氏、宮城広実氏、仲原徳子氏、以上の方が補充員に当選されました。

次に補充員の順序についてお諮りいたします。補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって補充員の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。

- 議長（宮城功光） 休憩します。

（午前11時12分）

- 議長（宮城功光） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時17分）

◎諸般の報告

- 議長（宮城功光） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告いたします。

委員長に平良英勝議員、副委員長に平良嗣男議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（宮城功光） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午前11時18分）

平成22年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 平成22年3月10日

1. 開議、散会の日時

開 議 (平成22年3月10日 午後1時30分)

散 会 (平成22年3月10日 午後1時40分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 宮 城 武

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 具志堅 朝 秀

3 番議員 友 寄 景 光

8 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 金 城 勇

10番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案 第3号	平成21年度大宜味村一般会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第4号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第5号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第6号	平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第7号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	委員長報告 質疑～表決

◎開議の宣告

○ 議長（宮城功光） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第3号～議案第7号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第1 議案第3号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算、日程第2 議案第4号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算、日程第3 議案第5号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算、日程第4 議案第6号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び日程第5 議案第7号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成22年3月10日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

予算審査特別委員会

委員長 平 良 英 勝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第3号	平成21年度大宜味村一般会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第4号	平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第5号	平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算	原案可決 全会一致
議案第6号	平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算	原案可決 賛成多数
議案第7号	平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算	原案可決 賛成多数

（平良英勝予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（平良英勝） ただいま議題となりました議案第3号から議案第7号ま

での5件について、予算審査特別委員会における審査の結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、関係課長等の出席を求め、本日午前10時から審査をいたしました。

5件の補正予算は、当初予算及び数回の補正予算成立後の事情変更等により、予算措置を必要とする事務事業について所要の補正を行うものであり、その審査結果は次のとおりであります。

まず議案第3号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算について説明いたします。本案について質疑の概要を説明いたします。繰り越ししている農家基本台帳整備について、なお一層の努力をお願いしたいとの質疑に対し、次年度中にはぜひ作成できるよう取り組んでいきたいとの答弁でありまして、討論はなく、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第4号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算及び議案第5号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算の2件については、いずれも質疑、討論はなく、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に議案第6号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算及び議案第7号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、質疑、討論はなく、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、報告といたします。

○ 議長（宮城功光） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第3号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第3号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって議案第3号 平成21年度大宜味村一般会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第4号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第4号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって議案第4号 平成21年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第5号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって議案第5号 平成21年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第6号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第6号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

- 議長(宮城功光) 挙手多数です。

したがって議案第6号 平成21年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算については、委員長の

報告のとおり可決されました。

これから議案第7号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第7号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算について採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長(宮城功光) 挙手多数です。

したがって議案第7号 平成21年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎休会について

○ 議長(宮城功光) お諮りします。3月11日、12日及び15日の3日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって3月11日、12日及び15日の3日間は、休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○ 議長(宮城功光) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 1時40分)

平成22年第2回大宜味村議会定例会会議録

(第5号) 平成22年3月16日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (平成22年3月16日 午前10時00分)

閉 会 (平成22年3月16日 午前10時31分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

6 番議員 宮 城 武

2 番議員 新 城 一 智

7 番議員 具志堅 朝 秀

3 番議員 友 寄 景 光

8 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 金 城 勇

10番議員 宮 城 功 光

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 宮 城 豊 係 長 真喜志 亮

6. 議事日程（第5号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案第8号	平成22年度大宜味村一般会計予算	委員長報告 質疑～表決
2	議案第9号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
3	議案第10号	平成22年度大宜味村老人保健特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
4	議案第11号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
5	議案第12号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
6	議案第13号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	委員長報告 質疑～表決
7	陳情第1号	「保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書」の採択を求める陳情	委員長報告 質疑～表決
8	陳情第6号	後期高齢者医療制度の即時廃止を求める陳情	委員長報告 質疑～表決
9	意見案第1号	保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書	提案説明 付託省略
10	意見案第2号	後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書	提案説明 付託省略
11	意見案第3号	米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（宮城功光） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第8号～議案第13号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第1 議案第8号 平成22年度大宜味村一般会計予算、日程第2 議案第9号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計予算、日程第3 議案第10号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計予算、日程第4 議案第11号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算、日程第5 議案第12号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算及び日程第6 議案第13号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算の6件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

平成22年3月16日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

予算審査特別委員会
委員長 平 良 英 勝

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第8号	平成22年度大宜味村一般会計予算	原案可決 全会一致
議案第9号	平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第10号	平成22年度大宜味村老人保健特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第11号	平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算	原案可決 全会一致
議案第12号	平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算	原案可決 賛成多数
議案第13号	平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決 賛成多数

(平良英勝予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ **予算審査特別委員会委員長（平良英勝）** ただいま議題となりました議案第8号から議案第13号までの6件について、予算審査特別委員会における審査の結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、村長以下、副村長、教育長、関係課長等の出席を求め、3月11日、12日及び15日の3日間にわたって審査を行い、その結果は次のとおりとなっております。

まず議案第8号 平成22年度大宜味村一般会計予算は、道路新設改良費及び住宅建設費等の減少により、対前年度比27.7%の減となっております。本案に対する質疑が3件あり、討論はなく、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第9号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計予算は、前期高齢者交付金及び財政調整交付金等の減により、前年度比1.7%の減となっております。本案に対する討論はなく、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計予算は、繰越金の増により、前年度比162%の増となっております。

議案第11号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算は、水道施設補助金や一般会計よりの繰入金等により、前年度比3.0%の増となっております。

本2会計については、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算は、公共下水道費補助金及び公共下水道事業債の減で、57.6%の減となっております。

議案第13号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算は、前年度比5.8%の増となっております。

本2会計について、いずれも質疑、討論はなく、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、6会計の予算総額は32億2,295万2,000円で、前年度比で8億9,491万8,000円、21.7%の減となっております。

よろしく御審議のほどお願い申し上げまして、報告といたします。

○ **議長（宮城功光）** 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第8号 平成22年度大宜味村一般会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（宮城功光）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第8号 平成22年度大宜味村一般会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ **議長（宮城功光）** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 平成22年度大宜味村一般会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって議案第8号 平成22年度大宜味村一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第9号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第9号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって議案第9号 平成22年度大宜味村国民健康保険特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第10号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第10号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって議案第10号 平成22年度大宜味村老人保健特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第11号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第11号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論

ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって議案第11号 平成22年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第12号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第12号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長(宮城功光) 挙手多数です。

したがって議案第12号 平成22年度大宜味村公共下水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第13号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第13号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○ 議長(宮城功光) 挙手多数です。

したがって議案第13号 平成22年度大宜味村後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎陳情第1号及び陳情第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（宮城功光） 日程第7 陳情第1号及び日程第8 陳情第6号について議題といたします。一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

平成22年3月16日

大宜味村議会議長 宮 城 功 光 殿

総務常任委員会
委員長 新 城 一 智

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	受 理 年月日	件 名	審査の 結 果	委員会の意見	措 置
1	平成22年 1月4日	「保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書」の採択を求める陳情	採 択 全会一致		地方自治法第99条 の措置
6	平成22年 2月4日	後期高齢者医療制度の即時廃止を求める陳情	一部採択 全会一致		地方自治法第99条 の措置

（新城一智総務常任委員会委員長 登壇）

- 総務常任委員会委員長（新城一智） ただいま議題となりました陳情第1号及び陳情第6号について、3月9日審査をいたしました結果、お手元に配付してあります審査報告書のとおり処理すべきものと決定いたしました。

陳情第1号については、全会一致をもって採択すべきものと決定し、陳情第6号については、陳情項目中「1. 政府に（後期高齢者医療制度の即時廃止）の意見書を提出してください。」のみの一部採択すべきものと決定いたしました。

また陳情第1号及び陳情第6号の採択に関連いたしまして、関係機関へ要請するための意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

- 議長（宮城功光） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第1号 「保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書」の採択を求める陳情につ

いて、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第1号 「保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書」の採択を求める陳情について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号 「保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書」の採択を求める陳情について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって陳情第1号 「保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書」の採択を求める陳情については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

これから陳情第6号 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める陳情について、委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第6号 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める陳情について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第6号 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める陳情について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は一部採択です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって陳情第6号 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める陳情については、委員長の報告のとおり一部採択することに決定しました。

◎意見案第1号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第9 全員発議により提出されました意見案第1号 保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。新城一智議員。

(2番 新城一智議員 登壇)

○ 2番(新城一智) 意見案第1号 保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成22年 3月16日

大宜味村議会議長 宮城功光 殿

提出者 新城一智 大城佐一 友寄景光 東 武久 金城 勇 宮城 武 具志堅朝秀 平良英勝

賛成者 平良嗣男

提案理由 保育所・児童入所施設の環境改善を関係機関へ要請するため。

保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書

少子高齢社会を迎えている中において、次世代育成支援は国の喫緊の課題となっています。また、保育の実施義務がある地方自治体にとっても、最優先課題の一つとなっているところです。

このようなことから、子どもの福祉の向上に必要な保育所・児童入所施設の在り方について、少子化が進行し財政状況が厳しい地方自治体へ配慮するとともに、地域の保育機能の崩壊を招くことのないよう検討されなければなりません。

保育は、子どもに良好な育成環境を保障し次世代の担い手を育成する公的性格も有するものです。

よって、国において、保育制度の議論に当たっては、子どもの立場に立ち、下記の事項に配慮するよう強く要望いたします。

記

1. 保育所・児童入所施設の配置及び運営に対し、必要な財源を確保すること。
2. 保育所・児童入所施設の最低基準については、改善に向けて十分に配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 3月16日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 少子化対策担当大臣

以上、よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第1号 保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって意見案第1号 保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第1号 保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって意見案第1号 保育所・児童入所施設の環境改善を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎意見案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(宮城功光) 日程第10 全員発議により提出されました意見案第2号 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。具志堅朝秀議員。

(7番 具志堅朝秀議員 登壇)

○ 7番(具志堅朝秀) 意見案第2号 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成22年3月16日

大宜味村議会議長 宮城功光 殿

提出者 具志堅朝秀 大城佐一 新城一智 友寄景光 東 武久 金城 勇 宮城 武 平良英勝

賛成者 平良嗣男

提案理由 後期高齢者医療制度の即時廃止を関係機関へ要請するため。

後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書

2008年4月に後期高齢者医療制度が始まってから3年目を迎える。

この制度は、都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合が運営し、原則対象者全員から保険料を徴収し、診療報酬体系は74歳以下の高齢者を別建てとするなど、独立した医療制度となっている。

この制度は、高齢者を差別し、所得がなくても保険料を取り立てるなど大きな負担を負わせるもので、多くの国民から批判され、特に昨年の衆議院選挙では「制度廃止」への審判が下り、鳩山連立政権が誕生した。

2008年6月に参議院で可決された廃止法案、「後期高齢者医療制度その他高齢者の医療の確保に関する法律を定める諸制度が、国民の高齢期における適切な医療を確保するものとなっていない」として、「政府が緊急に講ずべき措置として、高齢者の医療の確保に関する法律を定める諸制度を廃止するとともに、老人保健制度を再び導入するための措置、医療に係わる高齢者の負担を軽減する等のための措置について定める必要がある」ことを求めている。

しかし、鳩山連立政権は「廃止に向けて新たな制度の検討を進める」として、後期高齢者医療制度を2013年4月まで先送りすることを明らかにした。

この制度が長引けば長引くほど高齢者の負担が広がっていく。

沖縄県の広域連合は、4月からの保険料を「据え置く」ことを決めた。この2年間で保険料滞納者が3,397人にのぼり、さらに短期保険証を交付された人は1,543人で、市町村窓口での保険証の「留め置き」は1,030件に上っており、満足に医療が受けられずに命と健康が脅かされている。

よって、本村議会は、2008年6月に可決された廃止法案にもとづいて、政府に後期高齢者医療制度を即時廃止するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年 3月16日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣
よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第2号 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって意見案第2号 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第2号 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって意見案第2号 後期高齢者医療制度の即時廃止を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎意見案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（宮城功光） 日程第11 全員発議により提出されました意見案第3号 米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金城 勇議員。

（5番 金城 勇議員 登壇）

○ 5番（金城 勇） 意見案第3号 米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

平成22年 3月16日

大宜味村議会議長 宮城功光 殿

提出者 金城 勇 宮城 武 具志堅朝秀 平良英勝 大城佐一 新城一智 友寄景光 東 武久

賛成者 平良嗣男

提案理由 米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求めることに

ついて関係機関へ要請するため。

米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書

米軍普天間飛行場は、沖縄本島中部の市街地に位置し、その周辺には住宅や学校等が密集しており、万一事故等が発生した場合は、その被害は多くの周辺住民や各種施設に及ぶことが想定され、極めて危険性が高い場所となっている。

特に、平成16年8月13日に発生した沖縄国際大学構内への米軍海兵隊所属CH53D大型輸送機ヘリコプターの墜落事故は、一步間違えば大惨事を引き起こしかねないもので、「世界一危険な飛行場」の存在を改めて内外に証明した。

このため、県民は同飛行場の返還を強く要求し、これを受け日米両政府は、平成8年の日米特別行動委員会（SACO）合意及び平成18年の在日米軍再編協議で同飛行場の全面返還を合意したところであるが、13年経過した今なお実現を見ることはなく、その危険性は放置されたままである。

ところで、県民は、去る大戦の悲惨な教訓から基地のない平和で安全な沖縄を希求しており、SACO合意の「普天間飛行場移設条件つき返還」は新たな基地の県内移設にはほかならない。県民の意思はこれまで行われた住民投票や県民大会、各種世論調査などで明確に示されており、移設先とされた名護市辺野古沿岸地域は国の天然記念物で、国際保護獣のジュゴンを初めとする希少生物をはぐくむ貴重な海域であり、また新たなサンゴ群落が見つかるなど世界にも類を見ない美しい地域であることが確認されている。

また、宜野湾市民や県民は、最も危険な普天間飛行場を早期に全面返還し、政府の責任において跡地利用等課題解決を求めている。

さらに、地元名護市長は、辺野古の海上及び陸上への基地建設に反対している。

よって、本村議会は、県民の生命・財産・生活環境を守る立場から、日米両政府が普天間飛行場を早期に閉鎖・返還するとともに、県内移設を断念され、国外・県外に移設されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月16日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 内閣官房長官

よろしく申し上げます。

○ 議長（宮城功光） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（宮城功光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第3号 米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書については、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略することについて採決いたします。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（宮城功光） 挙手全員です。

したがって意見案第3号 米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設

を求める意見書については、委員会の付託を省略することを可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(宮城功光) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第3号 米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○ 議長(宮城功光) 挙手全員です。

したがって意見案第3号 米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

○ 議長(宮城功光) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(宮城功光) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(宮城功光) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成22年第2回大宜味村議会定例会を閉会いたします。

どうも大変御苦労さまでした。

(午前10時31分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員